写

閣副第６１０号
府地事第５０１号
30文科高第５３６号
平成３０年9月２８日

各都道府県知事
各指定都市市長
各国公私立大学長
各国公私立高等専門学校長
大学を設置する各地方公共団体の長
各公立大学法人の理事長　　殿
文部科学大臣所轄各学校法人の理事長
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長
各都道府県教育委員会教育長
高等専門学校を設置する各地方公共団体の教育委員会教育長
厚生労働省社会・援護局長及び医政局長

内閣官房　まち・ひと・しごと創生本部事務局地方創生総括官

稲　山　　博　司

（印影印刷）

内　閣　府　　地　方　創　生　推　進　事　務　局　長

田　村　　計

（印影印刷）

文　部　科　学　省　　高　等　教　育　局　長

義　本　　博　司

（印影印刷）

特定地域内学部収容定員の抑制等に係る地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律の一部の施行等について（通知）

「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律」（平成 30 年法律第 37 号。以下「法」という。）は、本年６月１日に公布され、特定地域内学部収容定員の抑制等に関する規定を除き、同日に施行されました。

このたび、当該規定が平成 30 年 10 月１日から施行され、また、併せて「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律第五条第三項の特定地域を定める政令の一部を改正する政令」（平成 30 年政令第 272 号）及び「特定地域内学部収容定員の抑制等に関する命令」（平成 30 年内閣府、文部科学省令第１号）が同日から施行されることとなりました。

さらに、「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令」（平成 30 年政令第 278 号）及び「特定地域内学部収容定員の抑制等に関する命令の一部を改正する命令」（平成 30 年内閣府令、文部科学省令第２号）が平成 30 年９月 28 日に公布され、平成 31 年４月１日から施行されることとなりました。

特定地域内学部収容定員の抑制等に関する法の規定、平成 31 日４月１日時点の「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律施行令」（以下「施行令」という。）及び同日時点の「特定地域内学部収容定員の抑制等に関する命令」（以下「共同命令」という。）の規定及び留意事項は下記のとおりです。

各都道府県におかれては、この旨を貴管内市区町村（政令指定都市を除く。）及び所轄の専修学校に対して、周知いただくようお願いいたします。また、都道府県教育委員会におかれては、この旨を所管する専修学校及び専修学校を設置する市区町村教育委員会に対して、専修学校を設置する国立大学及び厚生労働省におかれては、この旨を所管する専修学校に対して、周知いただくようお願いいたします。

なお、本通知は、関係資料と併せて内閣官房・内閣府及び文部科学省のホームページに掲載しておりますので、御参照ください。

記

第一　特定地域内学部収容定員の抑制等に関する法の規定について

１　特定地域（法第５条第３項関係）

特定地域とは、大学の学部及び短期大学の学科（夜間において授業を行うもの及び通信により教育を行うものを除く。以下同じ。）の学生が既に相当程度集中している地域であって他の地域における若者の著しい減少を緩和するために当該学生が更に集中することを防止する必要がある地域として政令【施行令第１条】で定める地域をいうこと。

２　特定地域内学部収容定員の抑制等（法第 13 条関係）

大学若しくは短期大学の設置者又は大学若しくは短期大学を設置しようとする者（以下「大学又は短期大学の設置者等」という。）は、特定地域外の地域における若者の修学及び就業を促進するため、特定地域内における大学の学部

の設置､特定地域外から特定地域内への大学の学部の移転その他の方法により、特定地域内学部収容定員（特定地域内に校舎が所在する大学の学部及び短期大学の学科の学生の収容定員のうち、当該校舎で授業を受ける学生に係るものとして政令【施行令第２条】で定めるところにより算定した収容定員をいう。以下同じ。）を増加させてはならないこと。ただし、次に掲げる場合は、この限りでないこと。

Ⅰ　特定地域内に設置している大学の学部等（大学の学部、短期大学の学科、高等専門学校の学科又は専修学校の専門課程をいう。以下同じ。）の廃止、特定地域内から特定地域外への学部等の移転その他の方法により特定地域内学部等収容定員（特定地域内に校舎が所在する学部等の学生等（大学の学部、短期大学の学科若しくは高等専門学校の学科の学生又は専修学校の専門課程の生徒をいう。以下同じ。）の収容定員のうち、当該校舎で授業を受ける学生等に係るものとして政令【施行令第３条】で定めるところにより算定した収容定員をいう。以下同じ。）を減少させることと併せて、政令【施行令第４条第１項】で定めるところにより、当該学部等を置く大学、短期大学、高等専門学校又は専修学校の設置者（以下「大学等の設置者」という。）が当該減少させる特定地域内学部等収容定員の数を考慮して政令【施行令第４条第２項】で定めるところにより算定した数の範囲内で特定地域内学部収容定員を増加させる場合

Ⅱ　Ⅰに規定する方法により特定地域内学部等収容定員を減少させる大学等の設置者との協議に基づき、当該特定地域内学部等収容定員の減少と併せて、政令【施行令第４条第１項】で定めるところにより、当該大学等の設置者とは異なる大学又は短期大学の設置者等が当該減少させる特定地域内学部等収容定員の数を考慮して政令【施行令第４条第２項】で定めるところにより算定した数の範囲内で特定地域内学部収容定員を増加させる場合

Ⅲ　大学又は短期大学における教育研究の国際競争力の向上、実践的な教育研究の充実その他の教育研究の質的向上を図るために外国人留学生又は就業者である学生に限定して特定地域内学部収容定員を増加させる場合その他の特定地域内学部収容定員を増加させることが特定地域以外の地域における若者の著しい減少を助長するおそれが少ないものとして政令【施行令第５条】で定める場合

３　勧告及び命令（法第14条関係）

①　文部科学大臣は、大学若しくは短期大学（公立学校又は私立学校であるものに限る。）の設置者又は大学若しくは短期大学を設置しようとする者（以下「公私立大学設置者等」という。）が２の規定に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、当該公私立大学設置者等に対し、その是正のために必要な措置を講ずることを勧告することができること。

②　文部科学大臣は、①の規定による勧告を受けた公私立大学設置者等が、正当な理由がなくて当該勧告に係る措置を講じなかったときは、当該公私立大学設置者等に対し、当該措置を講ずることを命ずることができること。

③　文部科学大臣は、①の規定による勧告又は②の規定による命令を行うために必要があると認めるときは、当該公私立大学設置者等に対し、報告又は資料の提出を求めることができること。

4　失効（法附則第２条関係）

２及び３の規定は、平成 40 年３月 31 日限り、その効力を失うこと。

5　経過措置（法附則第３条関係）

２の規定は、次に掲げる場合において、特定地域内学部収容定員を増加させるときは、適用しないこと。

Ⅰ　平成 31 年３月 31 日までに、特定地域内における大学の学部又は短期大学の学科の設置その他の政令【施行令附則第２条】で定める事項について、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第４条第１項の規定による文部科学大臣の認可（以下「認可」という。）を受けた場合

Ⅱ　平成 36 年３月 31 日までに、特定地域内における専門職大学若しくは専門職短期大学又はこれらに準ずるものとして政令【施行令附則第３条】で定めるもの（以下「専門職大学等」という。）の設置その他の政令【施行令附則第４条】で定める事項について認可を受けた場合

Ⅲ　２～５の規定の施行の日（平成 30 年 10 月１日）から起算して１年を超えない範囲内において政令【施行令附則第５条】で定める日（平成 30 年 12 月 31 日）までに、特定地域外から特定地域内への大学の学部又は短期大学の学科の移転その他の政令【施行令附則第５条各号】で定める事項について、政令【施行令附則第５条】で定めるところにより、文部科学大臣への届出を行った場合

Ⅳ　Ⅰ～Ⅲに掲げる場合のほか、２～５の規定の施行の際現に特定地域内における大学の学部の設置、特定地域外から特定地域内への大学の学部の移転その他の方法により特定地域内学部収容定員を増加させるために必要な校舎その他の施設又は設備の設置又は整備に関し政令【施行令附則第７条】で定める相当程度の準備が行われている場合

6　施行令への委任（法附則第４条関係）

５に定めるもののほか、法の施行に関し必要な経過措置について、政令【施行令附則第６条】で定めること。

7　検討（法附則第５条関係）

①　政府は、平成 36 年３月 31 日までの間に、専門職大学等の設置の状況その他この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすること。

②　政府は、平成 40 年３月 31 日までの間に、地域における若者の修学及び就業の状況その他この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすること。

第二　施行令の規定について

1　特定地域（施行令第１条関係）

特定地域は、東京都の特別区の存する区域とすること。

2　特定地域内学部収容定員の算定方法（施行令第２条関係）

特定地域内学部収容定員は、大学の学部にあっては当該学部の学科ごとの年次別収容定員（修業年限における年次別に区分した収容定員として内閣府令・文部科学省令【共同命令第２条】で定めるところにより算定したものをいう。以下同じ。）のうち特定年次（学生がその履修する教育課程において主として特定地域内に所在する校舎で授業を受けることとなるものとして内閣府令・文部科学省令【共同命令第３条】で定める基準に該当する年次をいう。以下同じ。）に係るものを合算し、短期大学の学科にあっては当該学科の年次別収容定員のうち特定年次に係るものを合算して算定するものとすること。

3　特定地域内学部等収容定員の算定方法（施行令第３条関係）

特定地域内学部等収容定員は、大学の学部及び短期大学の学科にあっては特定地域内学部収容定員の算定方法の例により算定した収容定員から次に掲げるものを控除して、高等専門学校の学科にあっては当該学科（第４学年及び第５学年に係る部分に限る。）の年次別収容定員のうち特定年次に係るものを合算したものから平成 32 年１月１日以後に増加させた収容定員を控除して、専修学校の専門課程にあってはこれらの算定方法の例に準じて内閣府令・文部科学省令【共同命令第５条】で定めるところにより、算定するものとすること。

Ⅰ　法第 13 条第３号に掲げる場合（５Ⅲに掲げる場合を除く。）に増加させた特定地域内学部収容定員

Ⅱ　法附則第３条第２号に掲げる場合に増加させた特定地域内学部収容定員

Ⅲ　10に規定する場合に増加させた特定地域内学部収容定員

4　特定地域内学部等収容定員の減少と併せて行う特定地域内学部収容定員の増加（施行令第４条関係）

①　法第 13 条第１号又は第２号に掲げる場合に特定地域内学部収容定員を増加させようとする大学又は短期大学の設置者等は、当該増加と併せて行う特定地域内学部等収容定員の減少を開始する前に、内閣府令・文部科学省令【共同命令第６条第１項】で定めるところにより、その旨その他内閣府令・文部科学省令【共同命令第６条第２項】で定める事項を文部科学大臣に届け出るものとすること。

②　法第 13 条第１号又は第２号に掲げる場合に増加させることができる特定地域内学部収容定員の数の範囲は、当該増加と併せて減少させる特定地域内学部等収容定員の数を超えない範囲とすること。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める数を超えない範囲とすること。

Ⅰ　特定地域内学部収容定員を増加させる大学の学部の学科又は短期大学の学科（以下「増加学科」という。）の修業年限の年数が当該増加と併せて特定地域内学部等収容定員を減少させる大学の学部の学科、短期大学の学科又は高等専門学校の学科（以下「減少学科」という。）の修業年限の年

数（高等専門学校の学科にあっては、２年。以下同じ。）より長い場合
当該減少させる特定地域内学部等収容定員の数を当該減少学科の特定年次の年数で除して得た数に、当該増加学科の修業年限の年数と当該減少学科の修業年限の年数との差に相当する年数と当該減少学科の特定年次の年数とを合算して得た数を乗じて得た数

Ⅱ　増加学科の修業年限の年数が当該増加と併せて特定地域内学部等収容定員を減少させる専修学校の専門課程の修業年限の年数より長い場合　Ⅰに規定する算定方法の例に準じて内閣府令・文部科学省令【共同命令第７条】で定めるところにより算定した数

5　法第 13 条第３号の政令で定める場合（施行令第５条関係）

法第 13 条第３号の政令で定める場合は、次に掲げる場合とすること。

Ⅰ　出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）別表第１の上欄の在留資格をもって在留する者である学生に限定して特定地域内学部収容定員を増加させる場合

Ⅱ　就業者である学生に限定して特定地域内学部収容定員を増加させる場合として内閣府令・文部科学省令【共同命令第８条第１項】で定める場合

Ⅲ　大学の学部の学科又は短期大学の学科について、その修業年限を延長することと併せて、その特定地域内学部収容定員の数を特定年次の年数で除して得た数に当該延長する修業年限の年数を乗じて得た数の範囲内で特定地域内学部収容定員を増加させる場合

Ⅳ　Ⅰ～Ⅲに掲げる場合に準ずる場合として内閣府令・文部科学省令【共同命令第８条第２項】で定める場合

6　法附則第３条第１号の政令で定める事項（施行令附則第２条関係）

法附則第３条第１号の政令で定める事項は、次に掲げる事項とすること。

Ⅰ　特定地域内における大学又は短期大学の設置

Ⅱ　特定地域内における大学の学部又は短期大学の学科の設置であって、当該大学又は短期大学が授与する学位の種類又は分野の変更を伴うもの

Ⅲ　特定地域内における私立学校である大学の学部の学科の設置であって、当該大学が授与する学位の種類又は分野の変更を伴うもの

Ⅳ　特定地域内学部収容定員の増加を伴う私立学校である大学又は短期大学の収容定員に係る学則の変更であって、当該収容定員の総数の増加を伴うもの

7　専門職大学又は専門職短期大学に準ずるもの（施行令附則第３条関係）

法附則第３条第２号の専門職大学又は専門職短期大学に準ずるものとして政令で定めるものは、大学（専門職大学を除く。８において同じ。）の学部若しくは学部の学科又は短期大学（専門職短期大学を除く。８において同じ。）の学科であって、内閣府令・文部科学省令【共同命令附則第３条】で定めるところにより専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開し、又は育成する教育課程を編成するもの（８において「専門職学部等」という。）とすること。

8　法附則第３条第２号の政令で定める事項（施行令附則第４条関係）

法附則第３条第２号の政令で定める事項は、次に掲げる事項とすること。

Ⅰ　特定地域内における専門職大学又は専門職短期大学の設置

Ⅱ　特定地域内における専門職大学の学部又は専門職短期大学の学科の設置であって、当該専門職大学又は専門職短期大学が授与する学位の種類又は分野の変更を伴うもの

Ⅲ　特定地域内における大学の学部又は短期大学の学科のうち専門職学部等に該当するものの設置であって、当該大学又は短期大学が授与する学位の種類又は分野の変更を伴うもの

Ⅳ　特定地域内における私立学校である専門職大学の学部の学科の設置であって、当該専門職大学が授与する学位の種類又は分野の変更を伴うもの

Ⅴ　特定地域内における私立学校である大学の学部の学科のうち専門職学部等に該当するものの設置であって、当該大学が授与する学位の種類又は分野の変更を伴うもの

Ⅵ　特定地域内学部収容定員の増加を伴う私立学校である専門職大学又は専門職短期大学の収容定員に係る学則の変更であって、当該収容定員の総数の増加を伴うもの

Ⅶ　特定地域内学部収容定員の増加を伴う私立学校である大学）又は短期大学の収容定員に係る学則の変更であって、当該収容定員の総数の増加を伴うもの（専門職学部等に該当するものに係る収容定員を増加させることに伴い、当該増加させる収容定員の数の範囲内において当該大学又は短期大学の収容定員の総数を増加させるものに限る。）

9　特定地域外から特定地域内への大学の学部の移転等についての届出（施行令附則第５条関係）

法附則第３条第３号の届出は、平成 30 年 12 月 31 日までに、次に掲げる事項であって平成 31 年 12 月 31 日までに行われるものについて、内閣府令・文部科学省令【共同命令附則第４条】で定める様式に従い、行うものとすること。

Ⅰ　学校教育法第４条第２項の規定により文部科学大臣に届け出なければならない事項のうち次に掲げるもの

イ　特定地域内における大学の学部又は短期大学の学科の設置であって、当該大学又は短期大学が授与する学位の種類及び分野の変更を伴わないもの

ロ　特定地域内における私立学校である大学の学部の学科の設置であって、当該大学が授与する学位の種類及び分野の変更を伴わないもの

ハ　特定地域内における私立学校である大学又は短期大学の収容定員に係る学則の変更であって、当該収容定員の総数の増加を伴わないもの

Ⅱ　特定地域内における公立学校である大学の学部の学科の設置

Ⅲ　特定地域内学部収容定員の増加を伴う公立学校である大学又は短期大学の収容定員に係る学則の変更

Ⅳ　Ⅰ～Ⅲに掲げるもののほか、特定地域外から特定地域内への校舎の移転

その他の特定地域内学部収容定員を増加させるものとして内閣府令・文部科学省令【共同命令附則第５条】で定める事項

10　専門職大学等に関する経過措置（施行令附則第６条関係）

法第 13 条の規定は、平成 35 年 12 月 31 日までに、法附則第３条第２号に規定する専門職大学等に係る９Ⅰ～Ⅳに掲げる事項であって平成 36 年 12 月 31 日までに行われるものについて、内閣府令・文部科学省令【共同命令附則第４条】で定める様式に従い、文部科学大臣への届出を行った場合において、特定地域内学部収容定員を増加させるときは、適用しないこと。

11　法附則第３条第４号の政令で定める相当程度の準備（施行令附則第７条関係）

法附則第３条第４号の政令で定める相当程度の準備は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとすること。

Ⅰ　特定地域内学部収容定員の増加に関し、内閣府令・文部科学省令【共同命令附則第６条第１項及び第２項】で定めるところにより、当該大学又は短期大学の設置者等が意思決定を行い、及びその内容を公表していること。

Ⅱ　校舎の新築又は増築、教育の用に供する機械又は器具の購入その他の施設又は設備の設置又は整備に関し、当該大学又は短期大学の設置者等が契約その他の行為であって内閣府令・文部科学省令【共同命令附則第６条第３項】で定めるものを行っていること。

第三　共同命令の規定について

１　年次別収容定員の算定方法（共同命令第２条関係）

施行令第２条に規定する年次別収容定員は、修業年限における年次別に区分した入学定員（大学が編入学定員を設けている場合における編入学定員を設けている年次以上の年次にあっては、入学定員と編入学定員の合計数。７②Ⅳにおいて同じ。）に相当する数とすること。

２　特定年次の基準（共同命令第３条関係）

①　施行令第２条に規定する共同命令で定める基準は、大学若しくは短期大学又は高等専門学校の定めるところにより、学生がその履修する教育課程において特定地域内に所在する校舎で受けることができる授業科目（②において「特定授業科目」という。）の単位数（大学設置基準（昭和 31 年文部省令第 28 号）第 32 条第２項ただし書の規定により授業時間の履修をもって単位の修得に代える授業科目については、当該授業科目の授業時間に相当する単位数。①及び②において同じ。）が、当該教育課程において開設されている全ての授業科目の単位数の２分の１を超えることとすること。

②　①の場合において、授業科目のうち、その授業時間の２分の１を超える時間において、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる授業科目の単位数は、①に規定する特定授業科目の単位数及び全ての授業科目の単位数に算入しないこと。

3　大学の学部及び短期大学の学科に関する昼夜開講制の取扱い（共同命令第４条関係）

施行令第２条に規定する大学の学部又は短期大学の学科には、昼間及び夜間の双方の時間帯において授業を行う大学の学部又は短期大学の学科を含むものとすること。

4　専修学校の専門課程に係る特定地域内学部等収容定員の算定方法（共同命令第５条関係）

①　施行令第３条に規定する専修学校の専門課程に係る特定地域内学部等収容定員は、当該専門課程の修業年限の別による学科（夜間その他特別な時間において授業を行うもの及び通信により教育を行うものを除き、昼間及び夜間の双方の時間帯において授業を行うものを含む。Ⅲにおいて同じ。）の区分（以下「学科区分」という。）ごとの生徒総定員のうち、専修学校の定めるところにより、生徒がその履修する教育課程において特定地域内に所在する校舎で受けることができる授業科目の授業時数（単位制による学科にあっては、単位数。①において同じ。）が当該教育課程において開設されている全ての授業科目の授業時数の２分の１を超えることとなる学科区分に係るものを合算したものから、次に掲げるものを控除して算定するものとすること。

Ⅰ　平成 32 年１月１日以後に増加させた生徒総定員

Ⅱ　特定地域内学部等収容定員の減少の日前６月以内において授業を行っていない学科区分に係る生徒総定員

Ⅲ　当該専修学校の専門課程の学科の専任の教員のうち、次に掲げる者の合計数が専修学校設置基準（昭和 51 年文部省令第２号）第 39 条第２項で定める専任の教員の数に満たない部分の専門課程の学科に係る生徒総定員

イ　１週間に担当する授業科目の授業時数が６単位時間以上の者

ロ　当該専修学校の校長その他当該学科の授業を担当する役職員（当該専修学校の設置者の役員又はこれらに準ずる役職にある者をいう。）

ハ　イ及びロに掲げる者に準ずると認められる者

②　２②の規定は、①の専修学校の専門課程に係る特定地域内学部等収容定員の算定について準用すること。この場合において、２②中「単位数」とあるのは、「授業時数」と読み替えるものとすること。

5　特定地域内学部等収容定員の減少と併せて行う特定地域内学部収容定員の増加の届出（共同命令第６条関係）

①　施行令第４条第１項の規定による届出は、別記様式第１号による届出書に、別記様式第２号による説明書を添えて文部科学大臣に提出して行うものとすること。

②　施行令第４条第１項に規定する共同命令で定める事項は、次に掲げるものとすること。

Ⅰ　特定地域内学部収容定員を増加させる大学の学部又は短期大学の学科の名称

Ⅱ　増加させる特定地域内学部収容定員の数

Ⅲ　特定地域内学部収容定員を増加させる時期

Ⅳ　特定地域内に所在する校舎の所在地

③　①の届出は、次に掲げる日のいずれか早い日までに行うものとすること。

Ⅰ　特定地域内学部収容定員の増加と併せて行う特定地域内学部等収容定員の減少を開始する日の前日

Ⅱ　特定地域内学部収容定員の増加に関し、当該増加に伴う学校教育法第４条第１項の認可の申請又は同条第２項後段若しくは同法に基づき若しくは同法を実施するための命令の規定による届出をする場合にあっては当該申請又は届出をする日、それ以外の場合にあっては特定地域内学部収容定員を増加させる年度の前年度の 12 月 31 日

6　増加することができる特定地域内学部収容定員の範囲（共同命令第７条関係）

施行令第４条第２項第２号の共同命令で定めるところにより算定した数は、減少させる特定地域内学部等収容定員の数を、特定地域内学部等収容定員を減少させる専修学校の専門課程の学科区分の修業年限の年数（１未満の端数があるときは、これを切り上げた数）で除して得た数に、増加学科の修業年限の年数を乗じて得た数とすること。

7　就業者である学生に限定して特定地域内学部収容定員を増加させる場合等（共同命令第８条関係）

①　施行令第５条第２号の共同命令で定める場合は、入学する日の属する年の前年において次の各号のいずれかに該当する者のうち、入学者の選抜に係る試験の日の６月前から３月前までの間特定地域その他の当該大学に通常通学することができる地域に住所を有する者である学生に限定して特定地域内学部収容定員を増加させる場合とすること。

Ⅰ　１週間の所定労働時間が 20 時間以上である者

Ⅱ　１年間における所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 27 条第２項に規定する事業所得の金額が 57 万円を超える者

②　施行令第５条第４号の共同命令で定める場合は、次に掲げる場合とすること。

Ⅰ　入学する日の属する年の３月 31 日までに満 30 歳以上になる者である学生に限定して特定地域内学部収容定員を増加させる場合

Ⅱ　次のいずれかに該当する者のうち、入学者の選抜に係る試験の日の６月前から３月前までの間、特定地域その他の当該大学に通常通学することができる地域に住所を有する者である学生に限定して特定地域内学部収容定員を増加させる場合

イ　入学する日の属する年の前年以前の年において、①Ⅰ又はⅡのいずれかに該当していた者（①の規定に該当する者を除く。）

ロ　イに該当しない者のうち、入学者の選抜に係る試験の日の１年前の日から配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）及び子又はそのいずれかと同居している者

Ⅲ　修業年限の後半を含む当該修業年限の２分の１以上の期間において、学

生が東京圏（東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県の存する区域をいう。）以外の区域に所在する校舎で継続的に授業を受けることが確保され、かつ、当該期間を通じて当該校舎でのみ行われる必修科目又は選択科目（大学又は短期大学の定めるところにより、卒業の要件として学生が修得すべきものに限る。）が配当されているものに限定して特定地域内学部収容定員を増加させる場合

Ⅳ　大学の医学部（医学に関する学部の学科をいう。以下同じ。）について、期間を付して、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第 64 号）第４条第１項の都道府県計画その他の都道府県が作成する医療に関する計画において当該大学の医学部に係る入学定員の増加として記載された人数（その人数が地域における医師の確保に資するため医師が不足すると見込まれる地域の病院又は診療所に将来勤務しようとする学生に対する修学資金を当該道府県が貸与しようとする人数を超えるときは、当該人数）の範囲内で当該入学定員を増加させることに伴い、必要な限度において特定地域内学部収容定員を増加させる場合

Ⅴ　外国の大学又は短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、世界最高水準の教育研究活動の展開が相当程度見込まれ、かつ、特定地域以外の地域における若者の著しい減少を助長するおそれが少ないものに係る特定地域内学部収容定員を増加させる場合

③　②Ⅰ及びⅡに規定する者に係る特定地域内学部収容定員は、施行令第５条第２号に掲げる場合に係る特定地域内学部収容定員と合わせて増加させることができること。

8　法第 13 条第３号に該当する場合の届出（共同命令第９条関係）

①　法第 13 条第３号に掲げる場合に特定地域内学部収容定員を増加させようとする大学又は短期大学の設置者等は、別記様式第１号による届出書に、別記様式第３号による説明書を添えて文部科学大臣に届け出るものとすること。

②　①の規定による届出は、当該特定地域内学部収容定員の増加に伴う学校教育法第４条第１項の認可の申請又は同条第２項後段若しくは同法に基づき若しくは同法を実施するための命令の規定による届出をする場合には当該申請又は届出をする日までに、それ以外の場合には特定地域内学部収容定員を増加させる年度の前年度の 12 月 31 日までに行うものとすること。

9　専門職学科（共同命令附則第３条関係）

施行令附則第３条の共同命令で定めるところにより専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開し、又は育成する教育課程を編成するものは、大学（専門職大学を除く。）の学部又は学科にあっては大学設置基準第 42 条の４第２項の規定により組織する専門職学部又は同条第１項の規定により教育課程を編成する学部の専門職学科とし、短期大学（専門職短期大学を除く。）の学科にあっては短期大学設置基準（昭和 50 年文部省令第 21 号）

第 35 条の４の規定により教育課程を編成する専門職学科とすること。

10　施行令附則第５条及び第６条の届出書の様式等（共同命令附則第４条関係）

①　施行令附則第５条及び第６条の共同命令で定める様式は、別記様式第１号とすること。

②　８②の規定は、施行令附則第６条の規定による届出に準用すること。

11　特定地域外から特定地域内への校舎の移転等についての届出（共同命令附則第５条関係）

施行令附則第５条第４号に規定する共同命令で定める事項は、特定地域外から特定地域内への校舎の移転その他学校教育法第４条第１項の規定により文部科学大臣の認可を受けなければならないこととされている事項（以下「認可事項」という。）以外の事項であって、特定地域内学部収容定員を増加させるものとすること。

12　施行令附則第７条第１号の意思決定の内容等（共同命令附則第６条関係）

①　施行令附則第７条第１号の意思決定は、次に掲げる事項の全てをその内容とすること。

Ⅰ　特定地域内における大学若しくは短期大学、大学の学部若しくは学部の学科若しくは短期大学の学科の設置、特定地域内に所在する大学若しくは短期大学の収容定員の増加、特定地域外から特定地域内への校舎の移転又はそれ以外の方法のいずれの方法により特定地域内学部収容定員を増加させるかの別

Ⅱ　増加させる特定地域内学部収容定員の数

Ⅲ　特定地域内に所在する校舎の所在地（建設予定地を含む。）

②　施行令附則第７条第１号の公表は、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によるものとすること。

③　施行令附則第７条第２号の共同命令で定める契約その他の行為は、次の各号のいずれかに該当する行為であって、特定地域内学部収容定員を増加させるために必要なものとすること。

Ⅰ　校舎の新築、改築、増築若しくは改修（以下「新築等」という。）又は購入若しくは借受けに関する契約の締結

Ⅱ　校舎の設計又は新築等の工事に係る監理若しくは調査に関する契約の締結

Ⅲ　校舎の新築等のための土地の購入、借受け又は整備に関する契約の締結

Ⅳ　校舎以外の教育の用に供する施設の新築等若しくは購入による設置若しくは整備の完了又は教育の用に供する機械若しくは器具の購入若しくは製作による設置の完了（必要な校舎が既に新築等されている場合であって、かつ、特定地域内学部収容定員を増加させるために必要な量を準備した場合に限る。）

④　①の意思決定、②の公表及び③の契約その他の行為は、それらに係る特定地域内学部収容定員の増加が認可事項である場合においては平成 29 年９月 30 日までに、それ以外の場合においては平成 30 年９月 30 日までに行われた

ものに限るものとすること。

13　法附則第３条第４号の適用に係る届出（共同命令附則第７条関係）

①　法附則第３条第４号に掲げる場合に特定地域内学部収容定員を増加させようとする大学又は短期大学の設置者等は、別記様式第１号による届出書に、別記様式第４号による説明書を添えて文部科学大臣に届け出るものとすること。

②　８②の規定は、①の届出に準用すること。

第四　留意事項

１　特定地域内学部収容定員の抑制等について（法第 13 条関係）

○　法第 13 条で禁止している特定地域内学部収容定員を増加させる「特定地域内における大学の学部の設置、特定地域外から特定地域内への大学の学部の移転その他の方法」には、特定地域内学部収容定員を増加させるあらゆる行為が該当することとなるが、その行為は、おおむね施行令附則第２条各号及び第５条各号に掲げる事項が想定されること。それらに列挙されているもののほか、特定地域外から特定地域内への校舎の移転や授業を行う教室の変更、授業科目の配当される年次の変更や夜間学部の昼間学部又は昼夜開講制の学部への変更等が想定されること。

○　認可の申請があった場合において、その申請内容が法第 13 条に違反するときは、「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準」（平成 15 年文部科学省告示第 45 号）第１条に規定する認可の申請の審査の基準に合致しないこととなり、文部科学大臣は当該認可をしないこと。

○　法施行後に特定地域内学部収容定員を減少させた場合についても、法第 13 条各号及び附則第３条各号の場合を除いては、減少させる前の特定地域内学部収容定員に戻すことはできないこと。

○　法第 13 条各号に掲げる特定地域内学部収容定員の増加の抑制に係る除外規定又は法附則第３条若しくは第４条の規定に基づく経過措置規定の適用を受けようとする大学の設置者等は、法附則第３条第３号、施行令第４条第１項若しくは附則第６条、共同命令第９条第１項若しくは附則第７条第１項に基づき文部科学大臣に届け出る必要があること。

○　「校舎」の範囲は実態に応じて判断されること。「実務の経験を有する者等」を対象に校舎及び附属施設以外の場所（いわゆるサテライトキャンパス）で授業を行う場合における当該サテライトキャンパスは、学校教育法上の校舎ではないため法第 13 条の「校舎」にも原則該当しないが、特定の年次の学生が恒常的に利用している場合には、本法における「校舎」として当該サテライトキャンパスで授業を受ける学生の年次が特定年次に該当し得ること。

○　特定地域内に校舎があれば特定地域内学部収容定員であることが推定されるため、特定地域内に所在する校舎において授業を受けることができる場合において特定地域内学部収容定員に算定しないこととなる場合は、授業計画等の授業科目の開設状況等が分かる資料の提出が必要であること。

２　特定地域内学部収容定員の算定方法について（法第 13 条本文、施行令第２条、共同命令第２条及び第３条関係）

○　特定地域内学部収容定員は大学の学部又は短期大学の学科ごとに算定されること。

○　大学の学部及び短期大学の学科には、夜間において授業を行うもの及び通信により教育を行うものを除くこと（昼間及び夜間の双方の時間帯において授業を行う場合には除かれない。）。

○　「編入学定員」には、いわゆる「学士編入」や「転入学」について定員を設けている場合に係る定員も含まれること。

○　共同命令第３条第１項に関し、ある授業科目がある年次の教育課程において開設されているか否かは、当該年次の教育課程において必修科目、専門科目等とされていることを基準とすること。

３　特定地域内学部等収容定員の算定方法について（法第 13 条第１号、施行令第３条、共同命令第５条関係）

○　大学又は短期大学の特定地域内学部等収容定員の算定に当たっては、以下の点に留意すること。

・　特定年次は、大学については学部の学科の年次ごとに、短期大学については学科の年次ごとに判定されること。

・　大学の学部及び短期大学の学科には、夜間において授業を行うもの及び通信により教育を行うものを除くこと（昼間及び夜間の双方の時間帯において授業を行う場合には除かれない。）。

・　法第 13 条第３号に掲げる場合（施行令第５条第３号に掲げる場合を除く。）に増加させた特定地域内学部収容定員は算入できないこと。

・　専門職大学等に係る経過措置（法附則第３条第２号及び施行令附則第６条）によって増加させた特定地域内学部収容定員は算入できないこと。

○　高等専門学校の特定地域内学部等収容定員の算定に当たっては、以下の点に留意すること。

・　特定年次は、学科の年次ごとに判定されること。

・　第４学年及び第５学年に係る部分に限ること。

・　平成 32 年１月１日以後に増加させた収容定員は算入できないこと。

○　専修学校の専門課程の特定地域内学部等収容定員の算定に当たっては、以下の点に留意すること。

・　生徒総定員を特定地域内学部等収容定員に算入できるか否かは、学科の修業年限の別による区分ごとに判定されること。

・　夜間その他特別な時間において授業を行う学科及び通信により教育を行う学科の生徒総定員は算入できないこと。

・　昼間及び夜間の双方の時間帯において授業を行う学科の生徒総定員は算入できること。

・　平成 32 年１月１日以後に増加させた生徒総定員は算入できないこと。

・　特定地域内学部等収容定員の減少の日の前６月以内において授業を行っ

ていない学科区分に係る生徒総定員は算入できないこと。

・　学科の専任の教員のうち、共同命令第５条第３号イからハまでに掲げる者の合計数が専修学校設置基準第 39 条第２項で定める専任の教員の数に満たない学科に係る満たない部分の生徒総定員は算入できないこと。

4　特定地域内学部等収容定員の減少と併せて行う特定地域内学部収容定員の増加について（法第 13 条第１号及び第２号、施行令第４条、共同命令第６条及び第 7 条関係）

○　法第 13 条第２号については、統合や合併によって教育施設、職員組織、学生等を引き継ぐ場合や共同教育課程を設ける場合が想定されること。

○　減少と増加は対応している必要があり、最も早い減少の時期よりも早い時期の増加は認められないこと。また、段階的な減少と併せて増加させる場合、一時的であっても、特定地域内学部収容定員の総数の増加は認められないこと。

○　高等専門学校の学科又は専修学校の専門課程（以下「専門学校の専門課程等」という。）に係る特定地域内学部等収容定員を減少させることと併せて特定地域内学部収容定員を増加させる場合は、同一の設置者が設置する他の専門学校の専門課程等を含む特定地域内学部等収容定員全体の変化を基礎として、法第 13 条第１号・第２号で定める「当該減少させる特定地域内学部等収容定員の数を考慮して政令で定めるところにより算定した数の範囲内」で算定すること（他の専門学校の専門課程等の生徒総定員を同時に増加させる場合には、当該増加数を差し引いて算定すること）。

○　施行令第４条第２項各号及び共同命令第７条の規定は、修業年限の年数が長くなる場合の特定地域内学部収容定員の算定方法であること。

5　特定地域以外の地域における若者の著しい減少を助長するおそれが少ない場合として特定地域内学部収容定員を増加させる場合について（法第 13 条第３号、施行令第５条、共同命令第８条及び第９条関係）

①　外国人留学生又は就業者である学生等に限定して特定地域内学部収容定員を増加させる場合（施行令第５条第１号、第２号及び第４号、共同命令第８条第１項、第２項第１号並びに第２号及び第３項関係）

○　以下の学生に限定して特定地域内学部収容定員を増加させる場合は、当該増加により生じた特定地域内学部収容定員の枠（以下「留学生等枠」という。）と、従前からある留学生等枠の学生を除いた学生に係る特定地域内学部収容定員の枠（以下「従前枠」という。）については、入学定員及び収容定員をそれぞれ別に管理すること。

・　施行令第５条第１号に規定する在留資格をもって在留する者である学生（以下「外国人留学生」という。）

・　施行令第５条第２号及び共同命令第８条第１項に規定する就業者である学生（以下「就業者である学生」という。）

・　共同命令第８条第２項第１号に規定する満 30 歳以上になる者である学生（以下「満 30 歳以上になる学生」という。）

・　共同命令第８条第２項第２号イに規定する就業者である学生の要件のいずれかに該当していた者である学生（以下「退職者・休職者である学生」という。）
・　共同命令第８条第２項第２号ロに規定する配偶者及び子又はそのいずれかと同居している者である学生（以下「主婦・主夫である学生」という。）

○　共同命令第８条第３項の規定に基づき、就業者である学生、満 30 歳以上になる学生、退職者・休職者である学生及び主婦・主夫である学生（以下「就業者である学生等」という。）に係る特定地域内学部収容定員は合わせて増加させることができることとされており、留学生等枠の中で一体として管理することができること。

○　留学生等枠の特定地域内学部収容定員を従前枠とは別に管理していることを確認するため、５月１日現在の留学生等枠における学生の実数及び学籍簿を毎年度６月 30 日までに文部科学大臣に提出すること（提出の方法については、該当する大学に別途連絡することを予定。）。

○　既に外国人留学生や社会人であることが出願資格を有する者としての入学試験の受験を認めている場合において、以下のような運用は不適切であること。

・　外国人留学生や社会人であることを出願資格としている入学試験を経て入学した学生について、新たに設ける留学生等枠に該当する学生として取り扱うこと。
・　留学生等枠を創設して特定地域内学部収容定員を増加させる場合において、既に従前枠の中で外国人留学生や社会人の募集人員を設定している場合は、外国人留学生や社会人を入学させるための既存の枠を留学生等枠に振り替えて、外国人留学生又は就学者である学生等以外の学生を増加させることは認められないこと。

○　留学生等枠を設けて外国人留学生又は就業者である学生等のための入学試験を行うに当たっては、受験生が適正な受験資格を有していることを確認すること。

○　就業者である学生並びに退職者・休職者である学生及び主婦・主夫である学生のための入学試験を行うに当たっては、受験生が、大学に通常通学できる地域に居住していることを確認し、学業に支障が生じると認められるほど通学に時間を要する者は、新たに特定地域内へ流入する蓋然性が高いことから認められないこと。

②　その他特定地域内学部収容定員を増加させる場合（施行令第５条第３号、共同命令第第８条第２項第３号～第５号関係）

○　施行令第５条第３号の規定は、４年制の大学の学部を６年制にする場合や２年制の短期大学の学科を３年制にする場合など、大学の学部の学科又は短期大学の学科について、その修業年限を延長することと併せて特定地域内学部収容定員を増加させる場合の算定方法であること。

○　共同命令第８条第２項第３号の規定は、修業年限の後半の期間において、学生が東京圏以外の区域の校舎で継続的に授業を受けることが確保されることにより、特定地域以外の地域における若者の修学及び就業を促進するためのものであること。

○　共同命令第８条第２項第４号の規定は、都道府県が設定するいわゆる医学部の地域枠であり、医師が不足すると見込まれる地域の病院又は診療所に将来勤務しようとする学生に対するものであること。

○　共同命令第８条第２項第５号の規定は、総論文数に占める被引用回数トップ 10%補正論文数が一定の割合を超えていること等世界最高水準の教育研究活動の展開が相当程度見込まれる外国の大学に対するものであり、我が国の大学における教育研究の国際競争力の向上に資するものであるとともに、特定地域以外の地域における若者の著しい減少を助長するおそれが少ないものであること。

６　経過措置について（法附則第３条第１号～第３号、施行令附則第２条～第６条、共同命令附則第３条～第５条関係）

○　法附則第３条第１号及び第２号は、認可を受けた場合には別の手続を要さず適用されることとなること。

○　法附則第３条第２号について、新たな法律による期限の延長、特例の創設等の措置がなされない限り、平成 36 年度以降の認可に係るものは専門職大学等についても法第 13 条が適用され、特定地域内学部収容定員を増加させてはならなくなること。

○　認可事項以外の事項によって特定地域内学部収容定員を増加させる場合には、法附則第３条第３号に従って文部科学大臣に届け出る必要があること。

○　法附則第３条第３号について、学校教育法、同法施行令又は同法施行規則によって文部科学大臣に届出を行うべき事項についても、それとは別に施行令附則第５条並びに共同命令附則第４条及び第５条に従って文部科学大臣に届け出る必要があること。

７　相当程度の準備が行われている場合について（法附則第３条第４号、施行令附則第７条、共同命令附則第６条及び第７条関係）

○　法附則第３条第４号は、大規模な準備が必要なものを対象として想定しており、認可事項については平成 29 年９月 30 日まで、それ以外の事項については平成 30 年９月 30 日までに契約等を行っていることを要件としていること。

○　「教育の用に供する機械若しくは器具」には、教育研究以外の用途にも容易に転用可能な備品や消耗品は原則含まれないこと。

○　合併等の検討のために要した事務職員の人件費等は対象にならないこと。

８　勧告及び命令について（法第 14 条関係）

○　特定地域内学部収容定員等の算定に当たっては、学生数や授業科目の開設状況等の実態に照らして適切に算定されることが求められることから、虚偽申請等があった場合は、法第 14 条に基づく勧告等の対象となること

○　留学生等枠を用いて、留学生等枠に該当しない外国人留学生又は就業者である学生等以外の学生を修学させるなど、法の趣旨を逸脱した運用が認められる場合には、法第 14 条第１項に基づく勧告の対象となること。

○　上記の勧告の対象となるかの判断に当たっては、大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可基準（平成 15 年文部科学省告示第 45 号）第１条第３号に規定する基準等を勘案すること。

○　法第 14 条第２項の「正当な理由」とは、特定地域外の校舎を建て替える間や大規模災害により一時的に特定地域内の校舎を使うこととなった場合などのやむを得ない事由を想定しており、そのような事由がある場合には、あらかじめ文部科学省に相談いただきたいこと。

○　法第 14 条による勧告及び命令によってもなお勧告事項が改善されない場合には、学校教育法等の関連法令に照らして必要な措置をとることも想定されること。

９　失効について（法附則第２条関係）

○　新たな法律による期限の延長、特例の創設等の措置がなされない限り、法第 13 条及び第 14 条の規定は平成 40 年３月 31 日限りで失効すること。

○　今後、大学の収容定員の増加、校舎の移転等を計画するに当たっては、法附則第５条による法の施行状況についての検討・見直しの経過に留意されたいこと。

10　施行期日について（法附則第１条関係）

特定地域内学部収容定員の抑制に関する法の規定は、地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律の一部の施行期日を定める政令（平成 30 年政令第 271 号）により、平成 30 年 10 月１日から施行されること。ただし、専門職大学等に関する法令の規定は、平成 31 年４月１日から施行されること。

11　特定地域内学部収容定員の増加に係る届出書類の作成の手引について

事前相談の連絡方法、届出の方法、様式の記載方法や添付書類の内容、定員の算定方法の詳細等に関しては、別に文部科学省において定めた「特定地域内学部収容定員の増加に係る届出書類の作成の手引」に記載していることから、特定地域内学部収容定員の増加に係る除外規定等を適用しようする大学又は短期大学の設置者等においては、十分に当手引を参照した上で、届出等の手続を行われたいこと。

添付資料

別添１：地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律（抄）（平成 30 年法律第 37 号）

別添２：地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律の一部の施行期日を定める政令（平成 30 年政令第 271 号）

別添３：地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及

び就業の促進に関する法律第五条第三項の特定地域を定める政令の一部を改正する政令（平成 30 年政令第 272 号）

別添４：特定地域内学部収容定員の抑制等に関する命令（平成 30 年内閣府、文部科学省令第１号）

別添５：地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成 30 年政令第 278 号）

別添６：特定地域内学部収容定員の抑制等に関する命令の一部を改正する命令（平成 30 年内閣府令、文部科学省令第２号）

（参考）

○内閣官房・内閣府ホームページ

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/info/h30-06-01.html

○文部科学省ホームページ

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/teiinyokusei/index.htm

【問い合わせ先】

○法・施行令・共同命令の定員抑制に係る内容に関すること

文部科学省高等教育局高等教育企画課　竹中、片境

TEL：03-6734-3332

○法の見直しに関すること

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局

(併)内閣府地方創生推進事務局　　根橋、足立

TEL：03-6257-1405

【別添１】

○地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律（抄）

（目的）

第一条　この法律は、我が国における急速な少子化の進行及び地域の若者の著しい減少により地域の活力が低下していることに鑑み、地域における大学（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学をいう。以下同じ。）の振興及び若者の雇用機会の創出のための措置を講ずることにより、地域における若者の修学及び就業を促進し、もって地域の活力の向上及び持続的発展を図ることを目的とする。

（計画の認定）

第五条　地方公共団体は、単独で又は共同して、基本指針に基づき、内閣府令で定めるところにより、まち・ひと・しごと創生法第九条第一項に規定する都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略に同条第二項第三号に掲げる事項として定められた事業又は同法第十条第一項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略に同条第二項第三号に掲げる事項として定められた事業（第四項において「まち・ひと・しごと創生特定事業」という。）であって地域における大学振興・若者雇用創出のために行われる事業（以下こ

の条及び第十条第一項において「地域における大学振興・若者雇用創出事業」という。）に関する計画（以下「計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。

2　計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　計画の区域

二　計画の目標

三　地域における大学振興・若者雇用創出事業の内容に関する次に掲げる事項

イ　若者にとって魅力があり、地域の中核的な産業の振興に資する教育研究の活性化を図るために、大学が行う取組に関する事項

ロ　地域における中核的な産業の振興及び当該産業に関する専門的な知識を有する人材の育成のために、大学及び事業者が協力して行う取組に関する事項

ハ　地域における事業活動の活性化その他の事業者が行う若者の雇用機会の創出に資する取組に関する事項

四　地域における大学振興・若者雇用創出事業に関する地方公共団体、大学、事業者その他の関係者相互

間の連携及び協力に関する事項

五　計画期間

六　その他内閣府令で定める事項

3　前項第一号の区域は、大学の学部（短期大学（学校教育法第百八条第二項の大学をいう。）の学科を含み、夜間において授業を行うもの及び通信により教育を行うものを除く。第十三条及び附則第三条において同じ。）の学生が既に相当程度集中している地域であって他の地域における若者の著しい減少を緩和するために当該学生が更に集中することを防止する必要がある地域として政令で定める地域（第十三条及び附則第三条において「特定地域」という。）外に定めなければならない。

4　計画には、第二項各号に掲げる事項のほか、まち・ひと・しごと創生特定事業であって当該地域における大学振興・若者雇用創出事業に関連して高等専門学校（学校教育法第一条に規定する高等専門学校をいう。第十条第二項第一号及び第十三条第一号において同じ。）又は専門学校（専修学校（同法第百二十四条の専修学校をいう。同号において同じ。）であって、専門課程（同法第百二十五条第一項に規定する専門課程をいう。同号において同じ。）を置くものをいう。第十条第二項第一号において同じ。）が地域に

おける中核的な産業の振興及び当該産業に関する専門的な知識を有する人材の育成のために行う事業に関する事項を記載することができる。

5～9　（略）

（特定地域内学部収容定員の抑制等）

第十三条　大学の設置者又は大学を設置しようとする者は、特定地域外の地域における若者の修学及び就業を促進するため、特定地域内における大学の学部の設置、特定地域外から特定地域内への大学の学部の移転その他の方法により、特定地域内学部収容定員（特定地域内に校舎が所在する大学の学部の学生の収容定員のうち、当該校舎で授業を受ける学生に係るものとして政令で定めるところにより算定した収容定員をいう。以下この条及び附則第三条において同じ。）を増加させてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一　特定地域内に設置している学部等（大学の学部、高等専門学校の学科又は専修学校の専門課程をいう。以下この号において同じ。）の廃止、特定地域内から特定地域外への学部等の移転その他の方法により特定地域内学部等収容定員（特定地域内に校舎が所在する学部等の学生等（大学の学部若しくは高等

専門学校の学科の学生又は専修学校の専門課程の生徒をいう。以下この号において同じ。）の収容定員のうち、当該校舎で授業を受ける学生等に係るものとして政令で定めるところにより算定した収容定員をいう。以下この号及び次号において同じ。）を減少させることと併せて、政令で定めるところにより、当該学部等を置く大学、高等専門学校又は専修学校の設置者（同号において「大学等の設置者」という。）が当該減少させる特定地域内学部等収容定員の数を考慮して政令で定めるところにより算定した数の範囲内で特定地域内学部収容定員を増加させる場合

二　前号に規定する方法により特定地域内学部等収容定員を減少させる大学等の設置者との協議に基づき、当該特定地域内学部等収容定員の減少と併せて、政令で定めるところにより、当該大学等の設置者とは異なる大学の設置者又は大学を設置しようとする者が当該減少させる特定地域内学部等収容定員の数を考慮して政令で定めるところにより算定した数の範囲内で特定地域内学部収容定員を増加させる場合

三　大学における教育研究の国際競争力の向上、実践的な教育研究の充実その他の教育研究の質的向上を図るために外国人留学生又は就業者である学生に限定して特定地域内学部収容定員を増加させる場合その他の特定地域内学部収容定員を増加させることが特定地域以外の地域における若者の著しい減少を助

長するおそれが少ないものとして政令で定める場合

（勧告及び命令）

第十四条　文部科学大臣は、大学（学校教育法第二条第二項に規定する公立学校又は私立学校であるものに限る。以下この項において同じ。）の設置者又は大学を設置しようとする者（以下この条において「公私立大学設置者等」という。）が前条の規定に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、当該公私立大学設置者等に対し、その是正のために必要な措置を講ずることを勧告することができる。

２　文部科学大臣は、前項の規定による勧告を受けた公私立大学設置者等が、正当な理由がなくて当該勧告に係る措置を講じなかったときは、当該公私立大学設置者等に対し、当該措置を講ずることを命ずることができる。

３　文部科学大臣は、第一項の規定による勧告又は前項の規定による命令を行うために必要があると認めるときは、当該公私立大学設置者等に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成三十年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第十三条及び第十四条並びに次条及び附則第三条（第二号に係る部分を除く。）の規定　公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

二　附則第三条（第二号に係る部分に限る。）及び第五条第一項の規定　平成三十一年四月一日

（失効）

第二条　第十三条及び第十四条の規定は、平成四十年三月三十一日限り、その効力を失う。

（経過措置）

第三条　第十三条の規定は、次に掲げる場合において、特定地域内学部収容定員を増加させるときは、適用しない。

一　平成三十一年三月三十一日までに、特定地域内における大学の学部の設置その他の政令で定める事項について、学校教育法第四条第一項の規定による文部科学大臣の認可（次号において「認可」という。）を受けた場合

二　平成三十六年三月三十一日までに、特定地域内における専門職大学（学校教育法第八十三条の二第一項の専門職大学をいう。）若しくは専門職短期大学（同法第百八条第四項の専門職短期大学をいう。）又はこれらに準ずるものとして政令で定めるもの（附則第五条第一項において「専門職大学等」という。）の設置その他の政令で定める事項について認可を受けた場合

三　附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日までに、特定地域外から特定地域内への大学の学部の移転その他の政令で定める事項について、政令で定めるところにより、文部科学大臣への届出を行った場合

四　前三号に掲げる場合のほか、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際現に特定地域内における大学の学部の設置、特定地域外から特定地域内への大学の学部の移転その他の方法により特定地域内学部収容定員を増加させるために必要な校舎その他の施設又は設備の設置又は整備に関し政令で定める相当程度の準備が行われている場合

（政令への委任）

第四条　前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第五条　政府は、平成三十六年三月三十一日までの間に、専門職大学等の設置の状況その他この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

２　政府は、平成四十年三月三十一日までの間に、地域における若者の修学及び就業の状況その他この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

【別添２】

政令第二百七十一号

地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律（平成三十年法律第三十七号）附則第一条第一号の規定に基づき、この政令を制定する。

地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行期日は、平成三十年十月一日とする。

政令第二百七十二号

地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律第五条第三項の特定地域を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律（平成三十年法律第三十七号）第十三条並びに附則第三条第一号、第三号及び第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律第五条第三項の特定地域を定める政令（平成三十年政令第百七十七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律施行令

本則中「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律」の下に「（以下「法」という。）」を、「定める地域」の下に「（以下「特定地域」という。）」を加

え、本則を本則第一条とし、同条に見出しとして「（特定地域）」を付し、本則に次の四条を加える。

（特定地域内学部収容定員の算定方法）

第二条　法第十三条に規定する特定地域内学部収容定員（以下「特定地域内学部収容定員」という。）は、大学（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学をいう。以下同じ。）の学部（夜間において授業を行うもの及び通信により教育を行うものを除く。以下同じ。）にあっては当該学部の学科ごとの年次別収容定員（修業年限における年次別に区分した収容定員として内閣府令・文部科学省令で定めるところにより算定したものをいう。以下この条及び次条において同じ。）のうち特定年次（学生がその履修する教育課程において主として特定地域内に所在する校舎で授業を受けることとなるものとして内閣府令・文部科学省令で定める基準に該当する年次をいう。以下同じ。）に係るものを合算し、短期大学（学校教育法第百八条第二項の大学をいう。以下同じ。）の学科（夜間において授業を行うもの及び通信により教育を行うものを除く。以下同じ。）にあっては当該学科の年次別収容定員のうち特定年次に係るものを合算して算定するものとする。

（特定地域内学部等収容定員の算定方法）

第三条　法第十三条第一号に規定する特定地域内学部等収容定員（次条において「特定地域内学部等収容定員」という。）は、大学の学部及び短期大学の学科にあっては特定地域内学部収容定員の算定方法の例により算定した収容定員から法第十三条第三号に掲げる場合（第五条第三号に掲げる場合を除く。）に増加させた特定地域内学部収容定員を控除して、高等専門学校（学校教育法第一条に規定する高等専門学校をいう。次条第二項第一号において同じ。）の学科にあっては当該学科（第四学年及び第五学年に係る部分に限る。）の年次別収容定員のうち特定年次に係るものを合算したものから平成三十二年一月一日以後に増加させた収容定員を控除して、専修学校（学校教育法第百二十四条の専修学校をいう。同項第二号において同じ。）の専門課程（学校教育法第百二十五条第一項に規定する専門課程をいう。次条第二項第二号において同じ。）にあってはこれらの算定方法の例に準じて内閣府令・文部科学省令で定めるところにより、算定するものとする。

（特定地域内学部等収容定員の減少と併せて行う特定地域内学部収容定員の増加）

第四条　法第十三条第一号又は第二号に掲げる場合に特定地域内学部収容定員を増加させようとする大学の設置者等（大学の設置者又は大学を設置しようとする者をいう。附則第四条において同じ。）は、当該増

加と併せて行う特定地域内学部等収容定員の減少を開始する前に、内閣府令・文部科学省令で定めるところにより、その旨その他内閣府令・文部科学省令で定める事項を文部科学大臣に届け出るものとする。

2　法第十三条第一号又は第二号に掲げる場合に増加させることができる特定地域内学部収容定員の数の範囲は、当該増加と併せて減少させる特定地域内学部等収容定員の数を超えない範囲とする。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める数を超えない範囲とする。

一　特定地域内学部収容定員を増加させる大学の学部の学科又は短期大学の学科（以下この項において「増加学科」という。）の修業年限の年数が当該増加と併せて特定地域内学部等収容定員を減少させる大学の学部の学科、短期大学の学科又は高等専門学校の学科（以下この号において「減少学科」という。）の修業年限の年数（高等専門学校の学科にあっては、二年。以下この号において同じ。）より長い場合　当該減少させる特定地域内学部等収容定員の数を当該減少学科の特定年次の年数で除して得た数に、当該増加学科の修業年限の年数と当該減少学科の修業年限の年数との差に相当する年数と当該減少学科の特定年次の年数とを合算して得た数を乗じて得た数

二　増加学科の修業年限の年数が当該増加と併せて特定地域内学部等収容定員を減少させる専修学校の専

門課程の修業年限の年数より長い場合　前号に規定する算定方法の例に準じて内閣府令・文部科学省令で定めるところにより算定した数

（法第十三条第三号の政令で定める場合）

第五条　法第十三条第三号の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者である学生に限定して特定地域内学部収容定員を増加させる場合

二　就業者である学生に限定して特定地域内学部収容定員を増加させる場合として内閣府令・文部科学省令で定める場合

三　大学の学部の学科又は短期大学の学科について、その修業年限を延長することと併せて、その特定地域内学部収容定員の数を特定年次の年数で除して得た数に当該延長する修業年限の年数を乗じて得た数の範囲内で特定地域内学部収容定員を増加させる場合

四　前三号に掲げる場合に準ずる場合として内閣府令・文部科学省令で定める場合

附則を附則第一条とし、同条に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の三条を加える。

（法附則第三条第一号の政令で定める事項）

第二条　法附則第三条第一号の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　特定地域内における大学の設置

二　特定地域内における大学の学部又は短期大学の学科の設置であって、当該大学又は短期大学が授与する学位の種類又は分野の変更を伴うもの

三　特定地域内における私立学校（学校教育法第二条第二項に規定する私立学校をいう。以下同じ。）である大学の学部の学科の設置であって、当該大学が授与する学位の種類又は分野の変更を伴うもの

四　特定地域内学部収容定員の増加を伴う私立学校である大学の収容定員に係る学則の変更であって、当該収容定員の総数の増加を伴うもの

（特定地域外から特定地域内への大学の学部の移転等についての届出）

第三条　法附則第三条第三号の届出は、平成三十年十二月三十一日までに、次に掲げる事項であって平成三十一年十二月三十一日までに行われるものについて、内閣府令・文部科学省令で定める様式に従い、行うものとする。

一　学校教育法第四条第二項の規定により文部科学大臣に届け出なければならない事項のうち次に掲げるもの

イ　特定地域内における大学の学部又は短期大学の学科の設置であって、当該大学又は短期大学が授与する学位の種類及び分野の変更を伴わないもの

ロ　特定地域内における私立学校である大学の学部の学科の設置であって、当該大学が授与する学位の種類及び分野の変更を伴わないもの

ハ　特定地域内における私立学校である大学の収容定員に係る学則の変更であって、当該収容定員の総数の増加を伴わないもの

二　特定地域内における公立学校（学校教育法第二条第二項に規定する公立学校をいう。次号において同じ。）である大学の学部の学科の設置

三　特定地域内学部収容定員の増加を伴う公立学校である大学の収容定員に係る学則の変更

四　前三号に掲げるもののほか、特定地域外から特定地域内への校舎の移転その他の特定地域内学部収容定員を増加させるものとして内閣府令・文部科学省令で定める事項

（法附則第三条第四号の政令で定める相当程度の準備）

第四条　法附則第三条第四号の政令で定める相当程度の準備は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

一　特定地域内学部収容定員の増加に関し、内閣府令・文部科学省令で定めるところにより、当該大学の設置者等が意思決定を行い、及びその内容を公表していること。

二　校舎の新築又は増築、教育の用に供する機械又は器具の購入その他の施設又は設備の設置又は整備に関し、当該大学の設置者等が契約その他の行為であって内閣府令・文部科学省令で定めるものを行っていること。

附　則

この政令は、地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成三十年十月一日）から施行する。

地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律第五条第三項の特定地域を定める政令の一部を改正する政令　新旧対照条文

○　地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律第五条第三項の特定地域を定める政令（平成三十年政令第百七十七号）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律施行令	地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律第五条第三項の特定地域を定める政令
（特定地域） 第一条　地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律（以下「法」という。）第五条第三項の政令で定める地域（以下「特定地域」という。）は、東京都の特別区の存する区域とする。	地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律第五条第三項の政令で定める地域は、東京都の特別区の存する区域とする。
（特定地域内学部収容定員の算定方法） 第二条　法第十三条に規定する特定地域内学部収容定員（以下「特定地域内学部収容定員」という。）は、大学（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学をいう。以下同じ。）の学部（夜間において授業を行うもの及び通信により教育を行うものを除く。以下同じ。）にあっては当該学部の学科ごとの年次別収容定員（修業年限における年次別に区分した収容定員として内閣府令・文部科学省令で定める	〔新設〕

ところにより算定したものをいう。以下この条及び次条において同じ。）のうち特定年次（学生がその履修する教育課程において主として特定地域内に所在する校舎で授業を受けることとなるものとして内閣府令・文部科学省令で定める基準に該当する年次をいう。以下同じ。）に係るものを合算し、短期大学（学校教育法第百八条第二項の大学をいう。以下同じ。）の学科（夜間において授業を行うもの及び通信により教育を行うものを除く。以下同じ。）にあっては当該学科の年次別収容定員のうち特定年次に係るものを合算して算定するものとする。

（特定地域内学部等収容定員の算定方法）

第三条　法第十三条第一号に規定する特定地域内学部等収容定員（次条において「特定地域内学部等収容定員」という。）は、大学の学部及び短期大学の学科にあっては特定地域内学部収容定員の算定方法の例により算定した収容定員から法第十三条第三号に掲げる場合（第五条第三号に掲げる場合を除く。）に増加させた特定地域内学部収容定員を控除して、高等専門学校（学校教育法第一条に規定する高等専門学校をいう。次条第二項第一号において同じ。）の学科にあっては当該学科（第四学年及び第五学年に係る部分に限る。）の年次別収容定員のうち特定年次に係るものを合算したものから平成三十二年一月一日以後に増加させた収容定員を控除して、専修学校（学校教育法第百二十四条の専修学校をいう。同項第二号において同じ。）の専門課程（学校教育法第百二十五条第一項に規定する専門課程をいう。次条第二項第二号において同じ。）にあってはこれらの算定方法の例に準じて内閣府令・文部科学省令で定めるところにより、算定するものとする。

〔新設〕

（特定地域内学部等収容定員の減少と併せて行う特定地域内学部収容定員の増加）

〔新設〕

第四条　法第十三条第一号又は第二号に掲げる場合に特定地域内学部収容定員を増加させようとする大学の設置者等（大学の設置者又は大学を設置しようとする者をいう。附則第四条において同じ。）は、当該増加と併せて行う特定地域内学部等収容定員の減少を開始する前に、内閣府令・文部科学省令で定めるところにより、その旨その他内閣府令・文部科学省令で定める事項を文部科学大臣に届け出るものとする。

2　法第十三条第一号又は第二号に掲げる場合に増加させることができる特定地域内学部収容定員の数の範囲は、当該増加と併せて減少させる特定地域内学部等収容定員の数を超えない範囲とする。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める数を超えない範囲とする。

一　特定地域内学部収容定員を増加させる大学の学部の学科又は短期大学の学科（以下この項において「増加学科」という。）の修業年限の年数が当該増加と併せて特定地域内学部等収容定員を減少させる大学の学部の学科、短期大学の学科又は高等専門学校の学科（以下この号において「減少学科」という。）の修業年限の年数（高等専門学校の学科にあっては、二年。以下この号において同じ。）より長い場合　当該減少させる特定地域内学部等収容定員の数を当該減少学科の特定年次の年数で除して得た数に、当該増加学科の修業年限の年数と当該減少学科の修業年限の年数との差に相当する年数と当該減少学科の特定年次の年数とを合算して得た数を乗じて得た数

二　増加学科の修業年限の年数が当該増加と併せて特定地域内学部等収

容定員を減少させる専修学校の専門課程の修業年限の年数より長い場合　前号に規定する算定方法の例に準じて内閣府令・文部科学省令で定めるところにより算定した数 （法第十三条第三号の政令で定める場合） 第五条　法第十三条第三号の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一　出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者である学生に限定して特定地域内学部収容定員を増加させる場合 二　就業者である学生に限定して特定地域内学部収容定員を増加させる場合として内閣府令・文部科学省令で定める場合 三　大学の学部の学科又は短期大学の学科について、その修業年限を延長することと併せて、その特定地域内学部収容定員の数を特定年次の年数で除して得た数に当該延長する修業年限の年数を乗じて得た数の範囲内で特定地域内学部収容定員を増加させる場合 四　前三号に掲げる場合に準ずる場合として内閣府令・文部科学省令で定める場合 附　則 （施行期日） 第一条　この政令は、公布の日から施行する。 （法附則第三条第一号の政令で定める事項） 第二条　法附則第三条第一号の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。	〔新設〕 附　則 この政令は、公布の日から施行する。 〔新設〕

一　特定地域内における大学の設置

二　特定地域内における大学の学部又は短期大学の学科の設置であって、当該大学又は短期大学が授与する学位の種類又は分野の変更を伴うもの

三　特定地域内における私立学校（学校教育法第二条第二項に規定する私立学校をいう。以下同じ。）である大学の学部の学科の設置であって、当該大学が授与する学位の種類又は分野の変更を伴うもの

四　特定地域内学部収容定員の増加を伴う私立学校である大学の収容定員に係る学則の変更であって、当該収容定員の総数の増加を伴うもの（特定地域外から特定地域内への大学の学部の移転等についての届出）

第三条　法附則第三条第三号の届出は、平成三十年十二月三十一日までに、次に掲げる事項であって平成三十一年十二月三十一日までに行われるものについて、内閣府令・文部科学省令で定める様式に従い、行うものとする。

一　学校教育法第四条第二項の規定により文部科学大臣に届け出なければならない事項のうち次に掲げるもの

イ　特定地域内における大学の学部又は短期大学の学科の設置であって、当該大学又は短期大学が授与する学位の種類及び分野の変更を伴わないもの

ロ　特定地域内における私立学校である大学の学部の学科の設置であって、当該大学が授与する学位の種類及び分野の変更を伴わないもの

ハ　特定地域内における私立学校である大学の収容定員に係る学則の

〔新設〕

変更であって、当該収容定員の総数の増加を伴わないもの

二　特定地域内における公立学校（学校教育法第二条第二項に規定する公立学校をいう。次号において同じ。）である大学の学部の学科の設置

三　特定地域内学部収容定員の増加を伴う公立学校である大学の収容定員に係る学則の変更

四　前三号に掲げるもののほか、特定地域外から特定地域内への校舎の移転その他の特定地域内学部収容定員を増加させるものとして内閣府令・文部科学省令で定める事項

（法附則第三条第四号の政令で定める相当程度の準備）

第四条　法附則第三条第四号の政令で定める相当程度の準備は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

一　特定地域内学部収容定員の増加に関し、内閣府令・文部科学省令で定めるところにより、当該大学の設置者等が意思決定を行い、及びその内容を公表していること。

二　校舎の新築又は増築、教育の用に供する機械又は器具の購入その他の施設又は設備の設置又は整備に関し、当該大学の設置者等が契約その他の行為であって内閣府令・文部科学省令で定めるものを行っていること。

〔新設〕

【別添４】

○内閣府文部科学省令第一号

地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律（平成三十年法律第三十七号）第十三条及び附則第三条の規定を実施するため、並びに地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律施行令（平成三十年政令第百七十七号）第二条、第三条、第四条第一項及び第二項第二号、第五条第二号及び第四号並びに附則第三条及び第四条の規定に基づき、及び同令を実施するため、特定地域内学部収容定員の抑制等に関する命令を次のように定める。

平成三十年九月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

文部科学大臣　林　芳正

特定地域内学部収容定員の抑制等に関する命令

（用語）

第一条　この命令において使用する用語は、地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者

の修学及び就業の促進に関する法律（以下「法」という。）、地域における大学の振興及び若者の修学及び就業の促進に関する法律施行令（以下「令」という。）、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）及び同法に基づく文部科学省令において使用する用語の例による。

（年次別収容定員の算定方法）

第二条　令第二条に規定する年次別収容定員は、修業年限における年次別に区分した入学定員（大学が編入学定員を設けている場合における編入学定員を設けている年次以上の年次にあっては、入学定員と編入学定員の合計数。第八条第二項第四号において同じ。）に相当する数とする。

（特定年次の基準）

第三条　令第二条に規定する内閣府令・文部科学省令で定める基準は、大学又は高等専門学校の定めるところにより、学生がその履修する教育課程において特定地域内に所在する校舎で受けることができる授業科目（次項において「特定授業科目」という。）の単位数（大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第三十二条第二項ただし書の規定により授業時間の履修をもって単位の修得に代える授業科目については、当該授業科目の授業時間に相当する単位数。以下この条において同じ。）が、当該教育課程におい

て開設されている全ての授業科目の単位数の二分の一を超えることとする。

2　前項の場合において、授業科目のうち、その授業時間の二分の一を超える時間において、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる授業科目の単位数は、前項に規定する特定授業科目の単位数及び全ての授業科目の単位数に算入しない。

（大学の学部及び短期大学の学科に関する昼夜開講制の取扱い）

第四条　令第二条に規定する大学の学部又は短期大学の学科には、昼間及び夜間の双方の時間帯において授業を行う大学の学部又は短期大学の学科を含むものとする。

（専修学校の専門課程に係る特定地域内学部等収容定員の算定方法）

第五条　令第三条に規定する専修学校の専門課程に係る特定地域内学部等収容定員は、当該専門課程の修業年限の別による学科（夜間その他特別な時間において授業を行うもの及び通信により教育を行うものを除き、昼間及び夜間の双方の時間帯において授業を行うものを含む。第三号において同じ。）の区分（以下この項及び第七条において「学科区分」という。）ごとの生徒総定員のうち、専修学校の定めるところにより、生徒がその履修する教育課程において特定地域内に所在する校舎で受けることができる授業科目の

授業時数（単位制による学科にあっては、単位数。以下この項において同じ。）が当該教育課程において開設されている全ての授業科目の授業時数の二分の一を超えることとなる学科区分に係るものを合算したものから、次に掲げるものを控除して算定するものとする。

一　平成三十二年一月一日以後に増加させた生徒総定員

二　特定地域内学部等収容定員の減少の日前六月以内において授業を行っていない学科区分に係る生徒総定員

三　当該専修学校の専門課程の学科の専任の教員のうち、次に掲げる者の合計数が専修学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号）第三十九条第二項で定める専任の教員の数に満たない部分の専門課程の学科に係る生徒総定員

イ　一週間に担当する授業科目の授業時数が六単位時間以上の者

ロ　当該専修学校の校長その他当該学科の授業を担当する役職員（当該専修学校の設置者の役員又はこれらに準ずる役職にある者をいう。）

ハ　イ及びロに掲げる者に準ずると認められる者

２　第三条第二項の規定は、前項の専修学校の専門課程に係る特定地域内学部等収容定員の算定について準用する。この場合において、第三条第二項中「単位数」とあるのは、「授業時数」と読み替えるものとする。

（特定地域内学部等収容定員の減少と併せて行う特定地域内学部収容定員の増加の届出）

第六条　令第四条第一項の規定による届出は、別記様式第一号による届出書に、別記様式第二号による説明書を添えて文部科学大臣に提出して行うものとする。

２　令第四条第一項に規定する内閣府令・文部科学省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　特定地域内学部収容定員を増加させる大学の学部又は短期大学の学科の名称

二　増加させる特定地域内学部収容定員の数

三　特定地域内学部収容定員を増加させる時期

四　特定地域内に所在する校舎の所在地

３　第一項の届出は、次に掲げる日のいずれか早い日までに行うものとする。

一　特定地域内学部収容定員の増加と併せて行う特定地域内学部等収容定員の減少を開始する日の前日

二　特定地域内学部収容定員の増加に関し、当該増加に伴う学校教育法第四条第一項の認可の申請又は同条第二項後段若しくは同法に基づき若しくは同法を実施するための命令の規定による届出をする場合にあっては当該申請又は届出をする日、それ以外の場合にあっては特定地域内学部収容定員を増加させる年度の前年度の十二月三十一日

（増加することができる特定地域内学部収容定員の範囲）

第七条　令第四条第二項第二号の内閣府令・文部科学省令で定めるところにより算定した数は、減少させる特定地域内学部等収容定員の数を、特定地域内学部等収容定員を減少させる専修学校の専門課程の学科区分の修業年限の年数（一未満の端数があるときは、これを切り上げた数）で除して得た数に、増加学科の修業年限の年数を乗じて得た数とする。

（就業者である学生に限定して特定地域内学部収容定員を増加させる場合等）

第八条　令第五条第二号の内閣府令・文部科学省令で定める場合は、入学する日の属する年の前年において次の各号のいずれかに該当する者のうち、入学者の選抜に係る試験の日の六月前から三月前までの間、特定地域その他の当該大学に通常通学することができる地域に住所を有する者である学生に限定して特定地

域内学部収容定員を増加させる場合とする。

一　一年を通じて一週間の所定労働時間が二十時間以上である者

二　一年間における所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二十七条第二項に規定する事業所得の金額が五十七万円を超える者

2　令第五条第四号の内閣府令・文部科学省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　入学する日の属する年の三月三十一日までに満三十歳以上になる者である学生に限定して特定地域内学部収容定員を増加させる場合

二　次のいずれかに該当する者のうち、入学者の選抜に係る試験の日の六月前から三月前までの間、特定地域その他の当該大学に通常通学することができる地域に住所を有する者である学生に限定して特定地域内学部収容定員を増加させる場合

イ　入学する日の属する年の前年以前の年において、前項各号のいずれかに該当していた者（前項の規定に該当する者を除く。）

ロ　イに該当しない者のうち、入学者の選抜に係る試験の日の一年前の日から配偶者（婚姻の届出をし

ていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）及び子又はそのいずれかと同居している者

三　修業年限の後半を含む当該修業年限の二分の一以上の期間において、学生が東京圏（東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県の存する区域をいう。）以外の区域に所在する校舎で継続的に授業を受けることが確保され、かつ、当該期間を通じて当該校舎でのみ行われる必修科目又は選択科目（大学の定めるところにより、卒業の要件として学生が修得すべきものに限る。）が配当されているものに限定して特定地域内学部収容定員を増加させる場合

四　大学の医学部（医学に関する学部の学科をいう。以下この号において同じ。）について、期間を付して、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第四条第一項の都道府県計画その他の都道府県が作成する医療に関する計画において当該大学の医学部に係る入学定員の増加として記載された人数（その人数が地域における医師の確保に資するため医師が不足すると見込まれる地域の病院又は診療所に将来勤務しようとする学生に対する修学資金を当該都道府県が貸与しようとする人数を超えるときは、当該人数）の範囲内で当該入学定員を増加させることに伴い、

必要な限度において特定地域内学部収容定員を増加させる場合

五　外国の大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、世界最高水準の教育研究活動の展開が相当程度見込まれ、かつ、特定地域以外の地域における若者の著しい減少を助長するおそれが少ないものに係る特定地域内学部収容定員を増加させる場合

3　前項第一号及び第二号に規定する者に係る特定地域内学部収容定員は、令第五条第二号に掲げる場合に係る特定地域内学部収容定員と合わせて増加させることができる。

（法第十三条第三号に該当する場合の届出）

第九条　法第十三条第三号に掲げる場合に特定地域内学部収容定員を増加させようとする大学の設置者等は、別記様式第一号による届出書に、別記様式第三号による説明書を添えて文部科学大臣に届け出るものとする。

2　前項の規定による届出は、当該特定地域内学部収容定員の増加に伴う学校教育法第四条第一項の認可の申請又は同条第二項後段若しくは同法に基づき若しくは同法を実施するための命令の規定による届出をする場合には当該申請又は届出をする日までに、それ以外の場合には特定地域内学部収容定員を増加させる

年度の前年度の十二月三十一日までに行うものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成三十年十月一日）から施行する。

（学部が学科を設けていない場合の取扱い）

第二条　大学設置基準附則第三項の規定によりなお従前の例によることができることとされている大学に関する令及びこの命令の規定の適用については、大学の学部に学科を設けていない場合にあっては当該学部が一の学科を設けているものと、大学の学部に学科以外の組織を設けている場合にあっては当該組織を当該学部の学科とみなす。

（令附則第三条の届出書の様式）

第三条　令附則第三条の内閣府令・文部科学省令で定める様式は、別記様式第一号とする。

（特定地域外から特定地域内への校舎の移転等についての届出）

第四条　令附則第三条第四号に規定する内閣府令・文部科学省令で定める事項は、特定地域外から特定地域

内への校舎の移転その他学校教育法第四条第一項の規定により文部科学大臣の認可を受けなければならないこととされている事項（次条第四項において「認可事項」という。）以外の事項であって、特定地域内学部収容定員を増加させるものとする。

（令附則第四条第一号の意思決定の内容等）

第五条　令附則第四条第一号の意思決定は、次に掲げる事項の全てをその内容とするものとする。

一　特定地域内における大学、大学の学部若しくは学部の学科若しくは短期大学の学科の設置、特定地域内に所在する大学の収容定員の増加、特定地域外から特定地域内への校舎の移転又はそれ以外の方法のいずれの方法により特定地域内学部収容定員を増加させるかの別

二　増加させる特定地域内学部収容定員の数

三　特定地域内に所在する校舎の所在地（建設予定地を含む。）

2　令附則第四条第一号の公表は、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によるものとする。

3　令附則第四条第二号の内閣府令・文部科学省令で定める契約その他の行為は、次の各号のいずれかに該

当する行為であって、特定地域内学部収容定員を増加させるために必要なものとする。

一　校舎の新築、改築、増築若しくは改修（以下この項において「新築等」という。）又は購入若しくは借受けに関する契約の締結

二　校舎の設計又は新築等の工事に係る監理若しくは調査に関する契約の締結

三　校舎の新築等のための土地の購入、借受け又は整備に関する契約の締結

四　校舎以外の教育の用に供する施設の新築等若しくは購入による設置若しくは整備の完了又は教育の用に供する機械若しくは器具の購入若しくは製作による設置の完了（必要な校舎が既に新築等されている場合であって、かつ、特定地域内学部収容定員を増加させるために必要な量を準備した場合に限る。）

4　第一項の意思決定、第二項の公表及び前項の契約その他の行為は、それらに係る特定地域内学部収容定員の増加が認可事項である場合においては平成二十九年九月三十日までに、それ以外の場合においては平成三十年九月三十日までに行われたものに限るものとする。

（法附則第三条第四号の適用に係る届出）

第六条　法附則第三条第四号に掲げる場合に特定地域内学部収容定員を増加させようとする大学の設置者等

は、別記様式第一号による届出書に、別記様式第四号による説明書を添えて文部科学大臣に届け出るものとする。

2　第九条第二項の規定は、前項の届出に準用する。

別記様式第１号

（用紙　日本工業規格Ａ4縦型）

○○大学○○学部　特定地域内学部収容定員増加　届出書

年　　月　　日

文　部　科　学　大　臣　殿

届出者の職名及び氏名　　印

このたび，○○大学○○学部の特定地域内学部収容定員を増加させることについて，地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律施行令第４条第１項の規定により，別紙書類を添えて届け出ます。なお，届出の上は，確実に届出に係る計画を履行します。

<table>
<tr><td>適用を受けようとする除外規定及びその適用を受けることができる理由の概要</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">特定地域内学部収容定員の変更の状況</td><td></td><td>学部等の名称</td><td>変更前</td><td>変更後</td></tr>
<tr><td>増加させる学部等</td><td></td><td>人</td><td>人</td></tr>
<tr><td>大学全体</td><td>－</td><td>人</td><td>人</td></tr>
<tr><td>特定地域内学部収容定員を増加させる時期</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>校舎の所在地</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>学校教育法に基づく認可申請又は届出の状況</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

（注）

１　記載内容を証する書類を添付すること。

２　特定地域外から特定地域内への校舎の移転その他学校教育法第４条第１項の規定により文部科学大臣の認可を受けなければならないこととされている事項以外の事項によって，特定地域内学部収容定員を増加させる場合は，同法の規定により届け出なければならない事項の例に準じて内容の分かる書類を添付すること。

別記様式第２号

（用紙　日本工業規格Ａ4縦型）

法第13条第１号・第２号　説明書

<table>
<tr><td rowspan="5">特定地域内学部等収容定員を減少させる学部等</td><td>大学等の名称</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>学部等の名称</td><td>修業年限</td><td>入学定員（編入学定員）</td><td>減少前の特定地域内学部等収容定員（収容定員）</td><td>減少させる特定地域内学部等収容定員（収容定員）</td><td>減少後の特定地域内学部等収容定員（収容定員）</td><td>校舎の所在地</td></tr>
<tr><td>○○学部
○○学科</td><td>年</td><td>人（　人）
人（　人）</td><td>人（　人）
人（　人）</td><td>人（　人）
人（　人）</td><td>人（　人）
人（　人）</td><td></td></tr>
<tr><td>減少させる事由</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>予定時期</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td rowspan="5">特定地域内学部収容定員を増加させる学部等</td><td>大学等の名称</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>学部等の名称</td><td>修業年限</td><td>入学定員（編入学定員）</td><td>増加前の特定地域内学部収容定員（収容定員）</td><td>増加させる特定地域内学部収容定員（収容定員）</td><td>増加後の特定地域内学部収容定員（収容定員）</td><td>校舎所在地</td></tr>
<tr><td>○○学部
○○学科</td><td>年</td><td>人（　人）
人（　人）</td><td>人（　人）
人（　人）</td><td>人（　人）
人（　人）</td><td>人（　人）
（　人）</td><td></td></tr>
<tr><td>増加させる事由</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>予定時期</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">法第13条第２号の規定の適用を受けようとする場合のみ</td><td>合併・統廃合等，共同教育課程の別</td><td colspan="6">□合併・統廃合等　　□共同教育課程</td></tr>
<tr><td>協議の内容</td><td colspan="6"></td></tr>
</table>

別記様式第３号

（用紙　日本工業規格Ａ4縦型）

法第13条第３号　説明書

特定地域内学部収容定員を増加させる学部等	大学等の名称						
	学部等の名称	修業年限	入学定員（編入学定員）	増加前の特定地域内学部収容定員（収容定員）	増加させる特定地域内学部収容定員（収容定員）	増加後の特定地域内学部収容定員（収容定員）	校舎の所在地
	○○学部 ○○学科	年	人（　人） 人（　人）	人（　人） 人（　人）	人（　人） 人（　人）	人（　人） 人（　人）	
	増加させる事由						
	予定時期						

別記様式第４号

（用紙　日本工業規格Ａ4縦型）

法附則第３条第４号　説明書

事項	実施時期	実施内容
意思決定に関する状況		
公表に関する状況		
契約等に関する状況		

政令第二百七十八号

地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律（平成三十年法律第三十七号）附則第三条第二号及び第四条の規定に基づき、この政令を制定する。

地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律施行令（平成三十年政令第百七十七号）の一部を次のように改正する。

第三条中「法第十三条第三号に掲げる場合（第五条第三号に掲げる場合を除く。）に増加させた特定地域内学部収容定員」を「次に掲げるもの」に改め、同条に次の各号を加える。

一　法第十三条第三号に掲げる場合（第五条第三号に掲げる場合を除く。）に増加させた特定地域内学部収容定員

二　法附則第三条第二号に掲げる場合に増加させた特定地域内学部収容定員

三　附則第六条に規定する場合に増加させた特定地域内学部収容定員

第四条第一項中「附則第四条」を「附則第七条」に改める。

附則中第四条を第七条とし、第三条を第五条とし、同条の次に次の一条を加える。

（専門職大学等に関する経過措置）

第六条　法第十三条の規定は、平成三十五年十二月三十一日までに、法附則第三条第二号に規定する専門職大学等に係る前条各号に掲げる事項であって平成三十六年十二月三十一日までに行われるものについて、内閣府令・文部科学省令で定める様式に従い、文部科学大臣への届出を行った場合において、特定地域内学部収容定員を増加させるときは、適用しない。

附則第二条の次に次の二条を加える。

（専門職大学又は専門職短期大学に準ずるもの）

第三条　法附則第三条第二号の専門職大学又は専門職短期大学に準ずるものとして政令で定めるものは、大学（専門職大学（学校教育法第八十三条の二第一項の専門職大学をいう。次条において同じ。）を除く。）の学部若しくは学部の学科又は短期大学（専門職短期大学（学校教育法第百八条第四項の専門職短期大学をいう。次条において同じ。）を除く。）の学科であって、内閣府令・文部科学省令で定めるところに

より専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開し、又は育成する教育課程を編成するもの（次条において「専門職学部等」という。）とする。

（法附則第三条第二号の政令で定める事項）

第四条　法附則第三条第二号の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　特定地域内における専門職大学又は専門職短期大学の設置

二　特定地域内における専門職大学の学部又は専門職短期大学の学科の設置であって、当該専門職大学又は専門職短期大学が授与する学位の種類又は分野の変更を伴うもの

三　特定地域内における大学の学部又は短期大学の学科のうち専門職学部等に該当するものの設置であって、当該大学又は短期大学が授与する学位の種類又は分野の変更を伴うもの

四　特定地域内における私立学校である専門職大学の学部の学科の設置であって、当該専門職大学が授与する学位の種類又は分野の変更を伴うもの

五　特定地域内における私立学校である大学の学部の学科のうち専門職学部等に該当するものの設置であって、当該大学が授与する学位の種類又は分野の変更を伴うもの

六　特定地域内学部収容定員の増加を伴う私立学校である専門職大学又は専門職短期大学の収容定員に係る学則の変更であって、当該収容定員の総数の増加を伴うもの

七　特定地域内学部収容定員の増加を伴う私立学校である大学（専門職大学及び専門職短期大学を除く。）の収容定員に係る学則の変更であって、当該収容定員の総数の増加を伴うもの（専門職学部等に該当するものに係る収容定員を増加させることに伴い、当該増加させる収容定員の数の範囲内において当該大学の収容定員の総数を増加させるものに限る。）

附　則

この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令　新旧対照条文

○　地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律施行令（平成三十年政令第百七十七号）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（特定地域） 第一条　地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律（以下「法」という。）第五条第三項の政令で定める地域（以下「特定地域」という。）は、東京都の特別区の存する区域とする。 （特定地域内学部収容定員の算定方法） 第二条　法第十三条に規定する特定地域内学部収容定員（以下「特定地域内学部収容定員」という。）は、大学（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学をいう。以下同じ。）の学部（夜間において授業を行うもの及び通信により教育を行うものを除く。以下同じ。）にあっては当該学部の学科ごとの年次別収容定員（修業年限における年次別に区分した収容定員として内閣府令・文部科学省令で定めるところにより算定したものをいう。以下この条及び次条において同じ。）のうち特定年次（学生がその履修する教育課程において主として特定地域内に所在する校舎で授業を受けることとなるものとして内閣府令・文部科学省令で定める基準に該当する年次をいう。以下同じ。）に係る	（特定地域） 第一条　地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律（以下「法」という。）第五条第三項の政令で定める地域（以下「特定地域」という。）は、東京都の特別区の存する区域とする。 （特定地域内学部収容定員の算定方法） 第二条　法第十三条に規定する特定地域内学部収容定員（以下「特定地域内学部収容定員」という。）は、大学（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学をいう。以下同じ。）の学部（夜間において授業を行うもの及び通信により教育を行うものを除く。以下同じ。）にあっては当該学部の学科ごとの年次別収容定員（修業年限における年次別に区分した収容定員として内閣府令・文部科学省令で定めるところにより算定したものをいう。以下この条及び次条において同じ。）のうち特定年次（学生がその履修する教育課程において主として特定地域内に所在する校舎で授業を受けることとなるものとして内閣府令・文部科学省令で定める基準に該当する年次をいう。以下同じ。）に係る

ものを合算し、短期大学（学校教育法第百八条第二項の大学をいう。以下同じ。）の学科（夜間において授業を行うもの及び通信により教育を行うものを除く。以下同じ。）にあっては当該学科の年次別収容定員のうち特定年次に係るものを合算して算定するものとする。

（特定地域内学部等収容定員の算定方法）

第三条　法第十三条第一号に規定する特定地域内学部等収容定員（次条において「特定地域内学部等収容定員」という。）は、大学の学部及び短期大学の学科にあっては特定地域内学部収容定員の算定方法の例により算定した収容定員から次に掲げるものを控除して、高等専門学校（学校教育法第一条に規定する高等専門学校をいう。次条第二項第一号において同じ。）の学科にあっては当該学科（第四学年及び第五学年に係る部分に限る。）の年次別収容定員のうち特定年次に係るものを合算したものから平成三十二年一月一日以後に増加させた収容定員を控除して、専修学校（学校教育法第百二十四条の専修学校をいう。同項第二号において同じ。）の専門課程（学校教育法第百二十五条第一項に規定する専門課程をいう。次条第二項第二号において同じ。）にあってはこれらの算定方法の例に準じて内閣府令・文部科学省令で定めるところにより、算定するものとする。

一　法第十三条第三号に掲げる場合（第五条第三号に掲げる場合を除く。）に増加させた特定地域内学部収容定員

二　法附則第三条第二号に掲げる場合に増加させた特定地域内学部収容定員

ものを合算し、短期大学（学校教育法第百八条第二項の大学をいう。以下同じ。）の学科（夜間において授業を行うもの及び通信により教育を行うものを除く。以下同じ。）にあっては当該学科の年次別収容定員のうち特定年次に係るものを合算して算定するものとする。

（特定地域内学部等収容定員の算定方法）

第三条　法第十三条第一号に規定する特定地域内学部等収容定員（次条において「特定地域内学部等収容定員」という。）は、大学の学部及び短期大学の学科にあっては特定地域内学部収容定員の算定方法の例により算定した収容定員から法第十三条第三号に掲げる場合（第五条第三号に掲げる場合を除く。）に増加させた特定地域内学部収容定員を控除して、高等専門学校（学校教育法第一条に規定する高等専門学校をいう。次条第二項第一号において同じ。）の学科にあっては当該学科（第四学年及び第五学年に係る部分に限る。）の年次別収容定員のうち特定年次に係るものを合算したものから平成三十二年一月一日以後に増加させた収容定員を控除して、専修学校（学校教育法第百二十四条の専修学校をいう。同項第二号において同じ。）の専門課程（学校教育法第百二十五条第一項に規定する専門課程をいう。次条第二項第二号において同じ。）にあってはこれらの算定方法の例に準じて内閣府令・文部科学省令で定めるところにより、算定するものとする。

三　附則第六条に規定する場合に増加させた特定地域内学部収容定員

（特定地域内学部等収容定員の減少と併せて行う特定地域内学部収容定員の増加）

第四条　法第十三条第一号又は第二号に掲げる場合に特定地域内学部収容定員を増加させようとする大学の設置者等（大学の設置者又は大学を設置しようとする者をいう。附則第七条において同じ。）は、当該増加と併せて行う特定地域内学部等収容定員の減少を開始する前に、内閣府令・文部科学省令で定めるところにより、その旨その他内閣府令・文部科学省令で定める事項を文部科学大臣に届け出るものとする。

2　法第十三条第一号又は第二号に掲げる場合に増加させることができる特定地域内学部収容定員の数の範囲は、当該増加と併せて減少させる特定地域内学部等収容定員の数を超えない範囲とする。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める数を超えない範囲とする。

一　特定地域内学部収容定員を増加させる大学の学部の学科又は短期大学の学科（以下この項において「増加学科」という。）の修業年限の年数が当該増加と併せて特定地域内学部等収容定員を減少させる大学の学部の学科、短期大学の学科又は高等専門学校の学科（以下この号において「減少学科」という。）の修業年限の年数（高等専門学校の学科にあっては、二年。以下この号において同じ。）より長い場合　当該減少させる特定地域内学部等収容定員の数を当該減少学科の特定年次の年数で除して得た数に、当該増加学科の修業年限の年数と当該減少学科の修業年限の年数との差に相当する年数と当該減少学科の特定年次の年数とを合算して得た数を乗じて得た数

（特定地域内学部等収容定員の減少と併せて行う特定地域内学部収容定員の増加）

第四条　法第十三条第一号又は第二号に掲げる場合に特定地域内学部収容定員を増加させようとする大学の設置者等（大学の設置者又は大学を設置しようとする者をいう。附則第四条において同じ。）は、当該増加と併せて行う特定地域内学部等収容定員の減少を開始する前に、内閣府令・文部科学省令で定めるところにより、その旨その他内閣府令・文部科学省令で定める事項を文部科学大臣に届け出るものとする。

2　法第十三条第一号又は第二号に掲げる場合に増加させることができる特定地域内学部収容定員の数の範囲は、当該増加と併せて減少させる特定地域内学部等収容定員の数を超えない範囲とする。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める数を超えない範囲とする。

一　特定地域内学部収容定員を増加させる大学の学部の学科又は短期大学の学科（以下この項において「増加学科」という。）の修業年限の年数が当該増加と併せて特定地域内学部等収容定員を減少させる大学の学部の学科、短期大学の学科又は高等専門学校の学科（以下この号において「減少学科」という。）の修業年限の年数（高等専門学校の学科にあっては、二年。以下この号において同じ。）より長い場合　当該減少させる特定地域内学部等収容定員の数を当該減少学科の特定年次の年数で除して得た数に、当該増加学科の修業年限の年数と当該減少学科の修業年限の年数との差に相当する年数と当該減少学科の特定年次の年数とを合算して得た数を乗じて得た数

二　増加学科の修業年限の年数が当該増加と併せて特定地域内学部等収容定員を減少させる専修学校の専門課程の修業年限の年数より長い場合　前号に規定する算定方法の例に準じて内閣府令・文部科学省令で定めるところにより算定した数

（法第十三条第三号の政令で定める場合）

第五条　法第十三条第三号の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者である学生に限定して特定地域内学部収容定員を増加させる場合

二　就業者である学生に限定して特定地域内学部収容定員を増加させる場合として内閣府令・文部科学省令で定める場合

三　大学の学部の学科又は短期大学の学科について、その修業年限を延長することと併せて、その特定地域内学部収容定員の数を特定年次の年数で除して得た数に当該延長する修業年限の年数を乗じて得た数の範囲内で特定地域内学部収容定員を増加させる場合

四　前三号に掲げる場合に準ずる場合として内閣府令・文部科学省令で定める場合

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、公布の日から施行する。

（法附則第三条第一号の政令で定める事項）

第二条　法附則第三条第一号の政令で定める事項は、次に掲げる事項とす

二　増加学科の修業年限の年数が当該増加と併せて特定地域内学部等収容定員を減少させる専修学校の専門課程の修業年限の年数より長い場合　前号に規定する算定方法の例に準じて内閣府令・文部科学省令で定めるところにより算定した数

（法第十三条第三号の政令で定める場合）

第五条　法第十三条第三号の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者である学生に限定して特定地域内学部収容定員を増加させる場合

二　就業者である学生に限定して特定地域内学部収容定員を増加させる場合として内閣府令・文部科学省令で定める場合

三　大学の学部の学科又は短期大学の学科について、その修業年限を延長することと併せて、その特定地域内学部収容定員の数を特定年次の年数で除して得た数に当該延長する修業年限の年数を乗じて得た数の範囲内で特定地域内学部収容定員を増加させる場合

四　前三号に掲げる場合に準ずる場合として内閣府令・文部科学省令で定める場合

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、公布の日から施行する。

（法附則第三条第一号の政令で定める事項）

第二条　法附則第三条第一号の政令で定める事項は、次に掲げる事項とす

る。

一　特定地域内における大学の設置

二　特定地域内における大学の学部又は短期大学の学科の設置であって、当該大学又は短期大学が授与する学位の種類又は分野の変更を伴うもの

三　特定地域内における私立学校（学校教育法第二条第二項に規定する私立学校をいう。以下同じ。）である大学の学部の学科の設置であって、当該大学が授与する学位の種類又は分野の変更を伴うもの

四　特定地域内学部収容定員の増加を伴う私立学校である大学の収容定員に係る学則の変更であって、当該収容定員の総数の増加を伴うもの

（専門職大学又は専門職短期大学に準ずるもの）

第三条　法附則第三条第二号の専門職大学又は専門職短期大学に準ずるものとして政令で定めるものは、大学（専門職大学（学校教育法第八十三条の二第一項の専門職大学をいう。次条において同じ。）を除く。）の学部若しくは学部の学科又は短期大学（専門職短期大学（学校教育法第百八条第四項の専門職短期大学をいう。次条において同じ。）を除く。）の学科であって、内閣府令・文部科学省令で定めるところにより専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開し、又は育成する教育課程を編成するもの（次条において「専門職学部等」という。）とする。

（法附則第三条第二号の政令で定める事項）

第四条　法附則第三条第二号の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

る。

一　特定地域内における大学の設置

二　特定地域内における大学の学部又は短期大学の学科の設置であって、当該大学又は短期大学が授与する学位の種類又は分野の変更を伴うもの

三　特定地域内における私立学校（学校教育法第二条第二項に規定する私立学校をいう。以下同じ。）である大学の学部の学科の設置であって、当該大学が授与する学位の種類又は分野の変更を伴うもの

四　特定地域内学部収容定員の増加を伴う私立学校である大学の収容定員に係る学則の変更であって、当該収容定員の総数の増加を伴うもの

〔新設〕

〔新設〕

一　特定地域内における専門職大学又は専門職短期大学の設置

二　特定地域内における専門職大学の学部又は専門職短期大学の学科の設置であって、当該専門職大学又は専門職短期大学が授与する学位の種類又は分野の変更を伴うもの

三　特定地域内における大学の学部又は短期大学の学科のうち専門職学部等に該当するものの設置であって、当該大学又は短期大学が授与する学位の種類又は分野の変更を伴うもの

四　特定地域内における私立学校である専門職大学の学部の学科の設置であって、当該専門職大学が授与する学位の種類又は分野の変更を伴うもの

五　特定地域内における私立学校である大学の学部の学科のうち専門職学部等に該当するものの設置であって、当該大学が授与する学位の種類又は分野の変更を伴うもの

六　特定地域内学部収容定員の増加を伴う私立学校である専門職大学又は専門職短期大学の収容定員に係る学則の変更であって、当該収容定員の総数の増加を伴うもの

七　特定地域内学部収容定員の増加を伴う私立学校である大学（専門職大学及び専門職短期大学を除く。）の収容定員に係る学則の変更であって、当該収容定員の総数の増加を伴うもの（専門職学部等に該当するものに係る収容定員を増加させることに伴い、当該増加させる収容定員の数の範囲内において当該大学の収容定員の総数を増加させるものに限る。）

（特定地域外から特定地域内への大学の学部の移転等についての届出）

（特定地域外から特定地域内への大学の学部の移転等についての届出）

第五条　法附則第三条第三号の届出は、平成三十年十二月三十一日までに、次に掲げる事項であって平成三十一年十二月三十一日までに行われるものについて、内閣府令・文部科学省令で定める様式に従い、行うものとする。

一　学校教育法第四条第二項の規定により文部科学大臣に届け出なければならない事項のうち次に掲げるもの

イ　特定地域内における大学の学部又は短期大学の学科の設置であって、当該大学又は短期大学が授与する学位の種類及び分野の変更を伴わないもの

ロ　特定地域内における私立学校である大学の学部の学科の設置であって、当該大学が授与する学位の種類及び分野の変更を伴わないもの

ハ　特定地域内における私立学校である大学の収容定員に係る学則の変更であって、当該収容定員の総数の増加を伴わないもの

二　特定地域内における公立学校（学校教育法第二条第二項に規定する公立学校をいう。次号において同じ。）である大学の学部の学科の設置

三　特定地域内学部収容定員の増加を伴う公立学校である大学の収容定員に係る学則の変更

四　前三号に掲げるもののほか、特定地域外から特定地域内への校舎の移転その他の特定地域内学部収容定員を増加させるものとして内閣府令・文部科学省令で定める事項

（専門職大学等に関する経過措置）

第三条　法附則第三条第三号の届出は、平成三十年十二月三十一日までに、次に掲げる事項であって平成三十一年十二月三十一日までに行われるものについて、内閣府令・文部科学省令で定める様式に従い、行うものとする。

一　学校教育法第四条第二項の規定により文部科学大臣に届け出なければならない事項のうち次に掲げるもの

イ　特定地域内における大学の学部又は短期大学の学科の設置であって、当該大学又は短期大学が授与する学位の種類及び分野の変更を伴わないもの

ロ　特定地域内における私立学校である大学の学部の学科の設置であって、当該大学が授与する学位の種類及び分野の変更を伴わないもの

ハ　特定地域内における私立学校である大学の収容定員に係る学則の変更であって、当該収容定員の総数の増加を伴わないもの

二　特定地域内における公立学校（学校教育法第二条第二項に規定する公立学校をいう。次号において同じ。）である大学の学部の学科の設置

三　特定地域内学部収容定員の増加を伴う公立学校である大学の収容定員に係る学則の変更

四　前三号に掲げるもののほか、特定地域外から特定地域内への校舎の移転その他の特定地域内学部収容定員を増加させるものとして内閣府令・文部科学省令で定める事項

第六条　法第十三条の規定は、平成三十五年十二月三十一日までに、法附則第三条第二号に規定する専門職大学等に係る前条各号に掲げる事項であって平成三十六年十二月三十一日までに行われるものについて、内閣府令・文部科学省令で定める様式に従い、文部科学大臣への届出を行った場合において、特定地域内学部収容定員を増加させるときは、適用しない。

（法附則第三条第四号の政令で定める相当程度の準備）

第七条　法附則第三条第四号の政令で定める相当程度の準備は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

一　特定地域内学部収容定員の増加に関し、内閣府令・文部科学省令で定めるところにより、当該大学の設置者等が意思決定を行い、及びその内容を公表していること。

二　校舎の新築又は増築、教育の用に供する機械又は器具の購入その他の施設又は設備の設置又は整備に関し、当該大学の設置者等が契約その他の行為であって内閣府令・文部科学省令で定めるものを行っていること。

〔新設〕

（法附則第三条第四号の政令で定める相当程度の準備）

第四条　法附則第三条第四号の政令で定める相当程度の準備は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

一　特定地域内学部収容定員の増加に関し、内閣府令・文部科学省令で定めるところにより、当該大学の設置者等が意思決定を行い、及びその内容を公表していること。

二　校舎の新築又は増築、教育の用に供する機械又は器具の購入その他の施設又は設備の設置又は整備に関し、当該大学の設置者等が契約その他の行為であって内閣府令・文部科学省令で定めるものを行っていること。

【別添６】

○内閣府令第二号
文部科学省

地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律施行令（平成三十年政令第百七十七号）附則第三条及び第六条の規定に基づき、及び同条の規定を実施するため、特定地域内学部収容定員の抑制等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成三十年九月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三
文部科学大臣　林　芳正

特定地域内学部収容定員の抑制等に関する命令の一部を改正する命令

特定地域内学部収容定員の抑制等に関する命令（平成三十年内閣府文部科学省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、

改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
附　則	附　則
（専門職学科）	［条を加える。］
第三条　令附則第三条の内閣府令・文部科学省令で定めるところにより専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開し、又は育成する教育課程を編成するものは、大学（専門職大学を除く。）の学部又は学部の学科にあっては大学設置基準第四十二条の四第二項の規定により組織する専門職学部又は同条第一項の規定により教育課程を編成する学部の専門職学科とし、短期大学（専門職短期大学を除く。）の学科にあっては短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）第三十五条の四の規定により教育課程を編成する専門職学科とする。	（令附則第三条の届出書の様式）
（令附則第五条及び第六条の届出書の様式等）	第三条　令附則第三条の内閣府令・文部科学省令で定める様式は、別記様式第一号とする。
第四条　令附則第五条及び第六条の内閣府令・文部科学省令で定める様式は、別記様式第一号とする。	［項を加える。］
2　第九条第二項の規定は、令附則第六条の規定による届出に準用する。	（特定地域外から特定地域内への校舎の移転等についての届出）
（特定地域外から特定地域内への校舎の移転等についての届出）	第四条　令附則第三条第四号に規定する内閣府令・文部科学省令で定める事項は、特定地域外から特定地域内への校舎の移転その他学校教育法第四条第一項の規定により文部科学大臣の認可を受けなければならないこととされている事項（次条第四項において「認可事項」という。）以外の事項であって、特定地域内学部収容定員を増加させるものとする。
第五条　令附則第五条第四号に規定する内閣府令・文部科学省令で定める事項は、特定地域外から特定地域内への校舎の移転その他学校教育法第四条第一項の規定により文部科学大臣の認可を受けなければならないこととされている事項（次条第四項において「認可事項」という。）以外の事項であって、特定地域内学部収容定員を増加させるものとする。	（令附則第四条第一号の意思決定の内容等）
（令附則第七条第一号の意思決定の内容等）	

第六条　令附則第七条第一号の意思決定は、次に掲げる事項の全てをその内容とするものとする。 ［一～三　略］ ２　令附則第七条第一号の公表は、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によるものとする。 ３　令附則第七条第二号の内閣府令・文部科学省令で定める契約その他の行為は、次の各号のいずれかに該当する行為であって、特定地域内学部収容定員を増加させるために必要なものとする。 ［一～四　略］ ４　［略］ （法附則第三条第四号の適用に係る届出） 第七条　［略］	第五条　令附則第四条第一号の意思決定は、次に掲げる事項の全てをその内容とするものとする。 ［一～三　略］ ２　令附則第四条第一号の公表は、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によるものとする。 ３　令附則第四条第二号の内閣府令・文部科学省令で定める契約その他の行為は、次の各号のいずれかに該当する行為であって、特定地域内学部収容定員を増加させるために必要なものとする。 ［一～四　略］ ４　［略］ （法附則第三条第四号の適用に係る届出） 第六条　［略］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この命令は、平成三十一年四月一日から施行する。